

第21期第19回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月10日（金） 14時00分から14時40分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知県共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 林田千秋、島崎 章、西脇亜紀、川村寛二、御処野誠、百田美知、筒井一水、大木正行、堀澤 栄、（計9名）
欠席委員 山下慎吾
署名委員 御処野誠、百田美知
県出席者 水産振興部 西山副部長
漁業管理課 浜渦課長
事務局 木村書記長、占部書記、濱口書記、岡内書記
- 4 審議事項
第1号議案 内水面漁場計画の一部変更について
第2号議案 遊漁規則の一部変更について（奈半利川淡水漁業協同組合）
第3号議案 遊漁規則の一部変更について（物部川漁業協同組合）
第4号議案 遊漁規則の一部変更について（仁淀川漁業協同組合）
第5号議案 遊漁規則の一部変更について（四万十川上流淡水漁業協同組合）

5 議事内容

木村書記長	定刻となりましたので、ただ今より第19回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 まず、会に先立ちまして、4月1日付けの県の人事異動の発表についてご報告いたします。 前任の部長の松村が転出しまして、後任に、濱田が部長に着任しております。本日は所用のため欠席となっております。よろしくお願いいたします。また、高橋書記、坂本書記が転出いたしまして、濱口書記、岡内書記が着任しております。
濱口書記	濱口です。よろしくお願いします。
岡内書記	岡内です。よろしくお願いします。
木村書記長	それでは本日の会議に移ります。委員定数10名の内、出席委員は9名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。
林田会長	それでは、第19回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。まず、はじめに水産振興副部長さんからあいさつをお願いします。

西山副部長

みなさん、こんにちは。水産振興副部長の西山でございます。先ほど書記長からも報告申し上げたとおり、4月1日付けで部長が異動になっておりまして、本来は新部長の濱田がご挨拶を申し上げるところですが、別用務でこちらへの出席ができませんでしたので、私が変わって、あいさつさせていただきます。

皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

会の始まる前にもお話が出ておりましたが、あゆについては、早い河川では来週から解禁となっておりますが、遡上の状況が今ひとつということを我々も聞いております。人工種苗を含めてこれから少しでも遡上を期待したい。それから数が少なければ苔の状態を維持するのが難しいかもしれませんが、多少でも大きくなる可能性もあるんじゃないかと。その辺も期待を込めて、少しでも県内の河川に人が入って賑わうよう願っております。今後の動向に注目していきたいと我々も思っているところでございます。

本日の議案は5件でございます。

第1号議案の「内水面漁場計画の一部変更について」は、去る1月16日に調整規則を改正しまして、調整規則の上では県内のあゆの解禁日が5月15日に統一されたところでございます。現在、内水面の第五種共同漁業権のあゆ漁業時期が一部で6月1日又は7月1日となっていますので、それを5月15日に変更するために、まず、内水面漁場計画を一部変更させていただくことについて当委員会でご審議いただくものです。

第2号議案から第5号議案までは、奈半利川淡水漁協、物部川漁協、仁淀川漁協及び四万十川上流淡水漁協のそれぞれの遊漁規則を一部変更することについてです。内容については、あゆの採捕期間の変更、あるいは遊漁料の変更などとなっております。遊漁規則の変更につきましては、内水面漁場管理委員会のご意見を伺ったうえで、知事が認可をすることとなっておりますので、皆さまよろしく願います。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶いたします。

どうかよろしくお願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、山下委員1名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、御処野委員、百田委員に願います。

それでは議題に入ります。第1号議案「内水面漁場計画の一部変更」に

占部書記

について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

それでは、第1号議案の「内水面漁場計画の一部変更について」、ご説明いたします。資料1の1ページをお願いします。諮問文を朗読します。

6 高漁管第94号。高知県内水面漁場管理委員会様。内水面漁場計画の一部変更について、漁業法第67条第2項で準用する第64条第8項で準用する同条第4項の規定により諮問します。令和6年4月25日。高知県知事濱田省司。

2ページをご覧ください。内水面漁場計画の変更についての概要となっております。1の変更理由を見てください。

前回の委員会でご報告させていただきましたが、令和6年1月16日に高知県漁業調整規則が改正され、あゆの採捕禁止期間の終期が県内全ての河川で5月15日に変更になりました。それに伴い、第五種共同漁業権に係る内水面漁場計画のうち、あゆの漁業時期の始期が6月1日又は7月1日となっているものについて、始期を5月15日に変更することが必要となっております。そのため、今回、内水面漁場計画の一部を変更し、そして、一部の漁業権を変更することとしております。

次に7ページをご覧ください。内水面漁場計画の変更と漁業権の変更に係る事務手続きを示した資料となっております。漁業権免許の変更手続きは、漁場計画変更と免許変更の二つの作業に分かれており、漁場計画変更を行った後に、免許の変更を行います。

まず、漁場計画を変更するために、漁場計画の変更素案を作成し、関係者協議としまして、漁場計画の変更が漁業調整その他公益に支障をおよぼさないように設定されていることを関係機関等へ確認をとっております。つぎに、同素案について、インターネット公表による意見公募（パブリックコメント）を3月29日から4月29日に実施し、その結果、意見はありませんでした。そして、本日、漁場計画の変更案を本委員会に諮問し審議していただきます。さらに、今後、公聴会、委員会の審議を経て答申をいただきましたら、内水面漁場計画の変更を公示することとなります。漁場計画が変更されましたら、免許変更申請を受付、免許変更について委員会に諮問し、審議を経て答申されましたら、免許を変更するという流れになります。

本日は漁場計画変更について審議していただきます。4ページをご覧ください。内水面漁場計画の変更案の新旧となっております。既にあゆ漁業の漁業時期が5月15日からになっている漁業権以外の内共第501号から508号、510号から512号、516号及び517号の計13件について、あゆ漁業の漁業時期の始期を6月1日又は7月1日から全て5月15日に変更します。それ以外の変更はありません。

次に、5～6ページが変更後の漁場計画の内容、8～27ページが各漁場計画の区域図、28ページが高知県漁業調整規則上の鮎の解禁日となっております。

2ページにお戻りください。2の内水面漁場計画の変更に係る手続きの中ほどの今後の予定をご覧ください。今後、公聴会を6月14日に開催する予定で、同日に開催する委員会においてご審議いただきまして、委員会の答申が得られましたら、6月中に高知県公報に変更されました漁場計画を掲載する予定です。

免許変更の手続きですが、免許変更の申請期間は7月5日から8月19日の45日間を予定しております。申請受理後、9月頃を目途に当委員会を開催し、審議、答申を経て、令和6年10月1日付けで免許変更を行い、県の公報に掲載する予定です。

最後に、3ページは漁場計画の変更の告示案となっております。

説明は以上でございます。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、事務局から説明のありましたとおり、6月14日に公聴会を行い、同日、引き続き委員会を開催して、原案について答申するということで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

それでは続きまして、第2号議案 遊漁規則の一部変更「奈半利川淡水漁業協同組合 について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第2号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料2の1ページをお願いします。諮問文を朗読します。

6高漁管第95号。高知県内水面漁場管理委員会様。奈半利川淡水漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。令和6年4月25日。高知県知事濱田省司。

資料構成をご説明します。まず、2ページが遊漁規則の変更点とその理由、3から4ページが告示案、5から7ページが変更後の遊漁規則、8から9ページが新旧対照表、10ページが区域図、11ページが変更認可申請書となっております。

2 ページの変更点と理由についての資料をご覧ください。今回の変更点は、あゆの採捕終期の変更となっております。

平鍋えん堤から上流の区域について、あゆ採捕終了時期を9月30日から12月31日に変更します。

10 ページをご覧ください。下にある高知県漁業調整規則の表をご覧ください。令和6年1月16日に漁業調整規則が一部改正され、奈半利川平鍋えん堤から上流ではあみ掛けとなっている、あゆの採捕禁止期間の10月15日から12月1日が撤廃されたことにより、その期間を漁期とするための遊漁規則の変更です。

変更されましたら、上の図にありますように、平鍋ダムより上流はあゆの採捕期間の終期は12月31日となり、平鍋ダムより下流は今まで通り、終期は9月30日となります。以上で説明を終わります。

なお、答申をいただきましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ございませんか。

林田会長

他にご意見がないようでしたら、第2号議案「遊漁規則の一部変更 奈半利川淡水漁業協同組合について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案「遊漁規則の一部変更 物部川漁業協同組合について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第3号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料3の1ページをお願いします。

諮問文を朗読します。6 高漁管第96号。高知県内水面漁場管理委員会様。物部川漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更に

について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。令和6年4月25日。高知県知事濱田省司。

資料構成をご説明します。まず、2から3ページが遊漁規則の変更点とその理由、4から5ページが告示案、6から9ページが変更後の遊漁規則、10から16ページが新旧対照表、17ページが区域図、18ページが変更認可申請書となっております。

2ページの変更点とその理由についての資料をご覧ください。今回の変更点は、7つあります。

1つ目としまして、あゆの採捕開始時期の変更です。杉田えん堤から上流の区域について、あゆ採捕開始時期を7月1日から6月1日に変更します。右の欄をご覧ください。これは令和6年1月16日に漁業調整規則が一部改正され、杉田えん堤から上流のあゆの採捕開始できる時期が7月1日から5月15日に変わったことによるものです。この改正に併せて、物部川漁協の遊漁規則におけるあゆ採捕時期を6月1日とし、1か月早めようとするものです。物部川漁協の漁業権はあゆ漁業時期が既に5月15日からであるため、漁業権の変更なしで、あゆ採捕時期を5月15日からに変更することができますが、水温、あゆの成長等を考慮して、6月1日への変更となっております。

2つ目はあゆ漁具漁法の制限で、よこ掛けについて杉田えん堤から下流の区域を全期間及び全区域を禁漁に変更するものです。よこ掛けとは、約5メートルの竿を用いて竿の長さより約60センチ長い糸におもりと針つけて、多数の鮎が集まるような場所で横にひいて魚体をかけて採捕する漁法で、主に落ち鮎の時期に行われます。右の欄をご覧ください。現行の規則では、杉田えん堤から下流の横掛けは12月1日から12月31日の間に一部の区域で落ち鮎漁が解禁になれば横掛けによる採捕が可能でした。しかし、天然あゆの親魚を確保するために、今後も落ち鮎漁の解禁を当分行わないことから、それに併せて、横掛けを禁漁とするものです。

3つ目はあゆの採捕禁止区域の追加です。永瀬ダム上流の一部区域の2カ所において、産卵保護のため、10月1日から12月31日まで採捕を禁止するものです。17ページをご覧ください。永瀬ダムより上流は海から天然あゆがえん堤等により遡上できませんが、近年の漁協の調査において、ダム湖内であゆが再生産している可能性があることが分かってきました。そのため、永瀬ダムより上流の産卵場所となっている、槇山川の佐岡橋上流端から下流の山崎橋上流端までの区域、上葦生川の安丸えん堤上流端から下流の葦生川橋上流端までの区域内を、組合が必要と判断した場合に産卵保護区域として、あゆの採捕を禁止するものです。ダム湖でのあゆの再生産は不安定であるため、漁協が行う産卵状況の調査

に基づいて産卵保護を行うかどうかを判断していきます。

3 ページにお戻りください。4 つ目の変更としまして、あまごの擬餌釣りにおける杉田えん堤から上流の区域の9月におけるキャッチアンドリリース区域を拡大するものです。9月をあまごの産卵保護を目的に、採捕禁止区域とキャッチアンドリリース区域に分けて管理しております。17 ページをご覧ください。槇山川の行者谷から上流、上葦生川の南池橋から上流は採捕禁止区域となっていました、その上流の槇山川の新錦溪橋までの区域、上葦生川の影橋までの区域をキャッチアンドリリース区域として拡大し、それより上流を採捕禁止とするものです。冬季釣り場の試験調査において、キャッチアンドリリースは、魚体への影響が低く、資源への影響も小さいとの知見が蓄積されたことにより、採捕禁止区域を縮小し、キャッチアンドリリース区域を拡大し、漁場利用を促進しようとするものです。

3 ページにお戻りください。5 つ目としまして、遊漁料及び特別遊漁料 年券の変更です。一般遊漁料を7,000 円から8,000 円に変更、高齢者の遊漁料を3,000 円から4,000 円に変更、網漁の特別遊漁料を11,000 円から12,000 円に変更するものです。これは、物価上昇に伴い、増殖費用が増加しているため、遊漁料と特別遊漁料の金額を見直しするものです。参考資料としまして、各河川の遊漁料については、別紙のA3 資料にまとめております。

また、高齢者の平均的な体力等が向上していることから、高齢者の区分を70 歳から75 歳に引き上げを行います。組合が承認した者を無料とすることについて、承認目的を明確化するために、試験研究、教育実習、広報を目的とした場合に無料することを明記します。

6 つ目は、あゆの玉じゃくりが日券に含まれていなかったのも、日券に含めるように変更するものです。あゆの玉じゃくりは約1.5 メートルの短い竿に糸、おもり、針をつけて、箱メガネで水中を見ながら、鮎を見て引っ掛けて採捕する漁法です。

最後に施行日ですが、遊漁料の変更の⑤と⑥のみ、令和7 年1 月1 日から施行とします。

以上で説明を終わります。

なお、手続きを進めるにあたり、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が必要な場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

西脇委員

今まで玉じゃくりはどこに含まれていましたか。

占部書記

玉じゃくりについては日券では行えず、年券を購入していただく必要がありました。今回、日券を購入しても玉じゃくりが行えるようにする変更です。

林田会長

ございませんか。

筒井委員

高齢者の 70 歳から 75 歳になっているんですが、高齢者は特別遊漁もできるのか、一般遊漁となるのかどちらになるのか。

占部書記

75 歳の引き上げに関しては一般遊漁になります。

筒井委員

特別遊漁はできない。

占部書記

できません。

林田会長

他にござませんでしょうか。ご意見がないようでしたら、第 3 号議案「遊漁規則の一部変更 物部川漁業協同組合について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

林田会長

ご異議ないようですので、第 3 号議案は、原案が適当であると答申いたします。

続きまして、第 4 号議案「遊漁規則の一部変更 仁淀川漁業協同組合について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、第 4 号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料 4 の 1 ページをお願いします。諮問文を朗読します

6 高漁管第 97 号。高知県内水面漁場管理委員会様。仁淀川漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により諮問します。令和 6 年 4 月 25 日。高知県知事濱田省司。

資料構成をご説明します。まず、2 ページが遊漁規則の変更点とその理由、3 から 4 ページが告示案、5 から 9 ページが変更後の遊漁規則、10 から 15 ページは新旧対照表、16 ページが区域図、17 ページが変更認

可申請書となっております。

2 ページの変更点と理由についての資料をご覧ください。今回の変更点は、4 つあります。

1 つ目としまして、あまごのキャッチアンドリリース区域について、一部を廃止をします。16 ページをご覧ください。地図の右上にある上八川川の支流枝川川の程野にある3月1日から9月30日までのあまごのキャッチアンドリリース区域について、管理運営していた団体が消滅し、組合が管理していましたが、キャッチアンドリリースの管理が難しくなったため、廃止することとしています。なお、上八川川にあるあまごの10月1日から2月末までの冬季キャッチアンドリリース区域については継続して運営されます。

2 ページにお戻りください。2 つ目は遊漁料 年券の変更です。全魚種共通の遊漁料を8,000 円から9,000 円に変更、あまごのみ遊漁料を5,000 円から6,000 円に変更、肢体不自由者及び75 歳以上の遊漁料を4,000 円から5,000 円に変更、網漁の特別遊漁料を10,000 円から11,000 円に変更します。これは、物部川漁協と同様の理由で、物価上昇に伴い、増殖費用が増加しているため、遊漁料及び特別遊漁料を見直すものです。次に、網漁の特別遊漁料を購入した者はその他の遊漁もできることを明記すること、①のあまごのキャッチアンドリリース区域の廃止に伴い、その特別遊漁料を削除すること、組合が承認した者を無料とすることについて承認目的を明確化するために組合の運営に寄与した者を無料とすることを明記することとしています。

また、現在の遊漁券の期間が6月1日から5月31日となっておりますが、あまご漁が3月1日解禁であり、遊漁券を3月1日に購入した場合、5月31日で有効期限が切れます。これに対応するため、遊漁券の期間を3月1日から翌年2月末日に変更することとしています。

3 つ目としまして、もくずがにの稚ガニを保全することで、資源維持を図ることを目的に、もくずがにの甲幅5センチメートル以下の採捕禁止の全長制限を設けます。

最後に施行日ですが、①キャッチアンドリリース区域の廃止と②の遊漁料の変更については、令和7年3月1日から施行とします。

以上で説明を終わります。

なお、手続きを進めるにあたり、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が必要な場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ご意見がないようですので、第4号議案「遊漁規則の一部変更 仁淀川漁業協同組合について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第5号議案「遊漁規則の一部変更 四万十川上流淡水漁業協同組合について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第5号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料5の1ページをお願いします。

諮問文を朗読します

6 高漁管第98号。高知県内水面漁場管理委員会様。四万十川上流淡水漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。令和6年4月25日。高知県知事濱田省司。

資料構成をご説明します。まず、2ページが遊漁規則の変更点とその理由、3ページが告示案、4から6ページが変更後の遊漁規則、7ページが新旧対照表、8ページが変更認可申請書となっております。

2ページの変更点と理由についての資料をご覧ください。今回の変更点は高齢者の遊漁料の変更となっており、80歳以上は無料、70歳から79歳は4,000円であったものを75歳以上は4,000円とします。現在、組合員は80歳以上でも行使料と賦課金を支払う必要があるのに対し、遊漁者は無料であるため、80歳以上の無料扱いを廃止し、組合員と遊漁者との負担バランスをとるための変更を行うものです。また、高齢者の平均的な体力等が向上していることから、高齢者区分を75歳以上に引き上げることとしております。以上で説明を終わります。

なお、手続きを進めるにあたり、内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が必要な場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

西脇委員	これ今年から変わりますか。
占部書記	今回答申をいただきまして、県で認可するとすぐに施行となります。
西脇委員	5月15日解禁で、もう券を売ってますよね。
占部書記	はい。四万十上流淡水漁協はそれでも施行日は認可された日にかまわないということでした。
林田会長	今年からになりますか。
占部書記	県の認可日から変更になります。
西脇委員	遊漁者が大丈夫ですか。今年間に合いますか。
占部書記	認可日から金額が変更になります。漁協は認可日を施行日にしてほしいということで、解禁に間に合わなくても問題ないという回答でした。
筒井委員	それに関して、認可されたときから四万十上流はかまわんということですが、75歳以上が今度から変更で4,000円になるでしょう。今までは70歳以上が4,000円でした。70歳の方は今購入したら4,000円ということですか。
占部書記	そういうことになります。
西山副部長	ご心配のとおり、先にご買っていた人と後にご買った人で得失が生じるということは事実でございますが、私どもも懸念しましたが、漁協がそれでいいということでしたので。この場合は採決いただいたとしても委員会でそうした懸念した声が上がっていたと。例えば返金に応じるとか、追い銭を取るのかとか、そういう声が上がっていたというのは漁協に添えるようにしますが、あとは漁協の内部で解消していただくように、私どもから話をしておきますのでよろしくお願いします。
林田会長	今ほど言われた懸念はありますけども、漁協に対応してもらえないんじゃないでしょうか。
林田会長	認可はいつ頃できますか。

占部書記	本日、答申を委員会でいただきましたら、認可の手続きを行いまして、1週間から2週間程度で認可になります。
林田会長	そこは、各河川の漁協で考えてやっていただきたいと思います。 他にございませんか。
島崎委員	関連でないのですが、かまわないでしょうか。2月に坪井さんがカワウの研修ということで講師として来られましたが、何年か前にもやっていますよね。色々やっかいなことです、県で食害の取組は何か考えておられるでしょうか。
西山副部長	3月末に内水面漁連の組合長理事会が開かれまして、その席でもカワウの件が議題になりまして、私どもも招かれまして議論に参加してまいりました。それまでも、それ以降も河川において著しい被害がでているとその場でお聞きしましたし、研修会でもそのような声があったのはご指摘のとおりです。これまでカワウの対策は内水面漁連での駆除の対策、それに対する県、国の補助ということで対策ということで支援させていただいておりましたけれども、坪井研究員のご提言を踏まえてワンランクアップさせていただく必要があるだろうという認識で内水面漁連からも要請がありましたし、我々もそのように感じているところでございます。 現在、内水面漁連の方からみなさんで議論するというのは難しいので、内水面漁連から何人かメンバーを抽出していただいて計画作りをする検討チームを立ち上げたかどうかということで、我々は内水面漁連と協議させていただいて、専門家の意見を今一度聴取させていただいて、第一人者である日本野鳥の会の濱田さんとか、必要に応じて坪井さんであるとか、専門家の方に個別にヒアリングをさせていただいてどのように具体的に進めていけばよいか内々で協議しているところでございまして、内水面漁連からも遅れることがないよう速やかに対応いただきたいという要請をいただいております。 組織を立ち上げて、実行計画を作って、実行に移していくということでちょっと時間がかかるかもしれませんが、一歩でも前に進めるべく今準備をしているところです。また、この場でも報告できるようにしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
林田会長	県も対策を考えてくれていると思います。ただ計画を進めるのにカワウは待ってけませんので、急いで事を運んでいただきたい。カワウは本当に大変な問題で、昨日放流したけど、今日は全然いないといったこ

とがよくありますので、急いでやってほしいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

島崎委員

各組合において放流した後は終わりということではなくて、放流魚を守るという視点で、いくらかは順番に監視をするということはできないのでしょうか。

林田会長

今年から奈半利川では放流後の5月中は毎日に理事全員に川を回っていただいてロケット花火で脅かしたり、駆除の許可を持っている方は鉄砲で撃ってきていただくということで、とにかく毎日行わないとほとんど食べられてしまうので、今年から懸賞も2千円位あげまして、行ってもらおうと一生懸命やってもらっていますが、減ってきたなと思ってもどこから飛んできて増えてしまいます。全河川で協力してやった方がいいですね。

島崎委員

河川によっては全然していない河川も聞かれます。あれは鵜に餌をやりよるのかと。

林田会長

言われます。

鵜の方も県に協力していただけるということですので、期待して待っていたと思います。

他にご意見ありますでしょうか。

ご意見がないようでしたら、第5号議案「遊漁規則の一部変更 四万十川上流淡水漁業協同組合について」は、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第4号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

これをもちまして第19回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 21 期第 19 回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋_____

議事録署名委員 御処野 誠_____

議事録署名委員 百田 美知_____

資料 1

第 2 1 期第 1 9 回高知県内水面漁場管理委員会

第 1 号議案

内水面漁場計画の一部変更について

6 高漁管第 94 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

内水面漁場計画の一部変更について、漁業法第 67 条第 2 項で準用する第 64 条第 8 項で準用する同条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 4 月 25 日

高知県知事 濱田 省司

内水面漁場計画の変更について概要

1 変更理由

- ・ 令和6年1月16日に高知県漁業調整規則を改正し、施行
内容：あゆの採捕禁止期間の終期を県内全ての河川で5月15日（午前5時）に変更
- ・ それに伴い、第五種共同漁業権に係る内水面漁場計画のうち、あゆの漁業時期の始期が6月1日又は7月1日となっているものについて、始期を5月15日に変更することが必要（13件）

2 内水面漁場計画の変更に係る手続き

- ・ 内水面漁場計画の素案が漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていることを関係機関等へ確認済み（令和6年3月）
- ・ 同素案について、インターネット公表等による意見公募（パブリックコメント）を実施（令和6年3月29日～4月29日に実施済）し、意見等はなし
- ・ 内水面漁場管理委員会への変更案の諮問と審議（令和6年5月10日）

〈今後の予定〉

- ・ 公聴会（令和6年6月14日予定）の開催及び内水面漁場管理委員会での審議と答申
- ・ 内水面漁場計画変更の公示（免許変更申請の受付日：令和6年7月5日～8月19日予定）
- ・ 第五種共同漁業権の免許変更申請を受付、内水面漁場管理委員会への諮問と答申
- ・ 第五種共同漁業権の免許を変更（令和6年10月1日予定）

3 漁業権行使規則及び遊漁規則

- ・ 漁業権の変更後に漁業者及び遊漁者が5月15日からあゆを採捕するには、漁協の第五種共同漁業権行使規則及び遊漁規則の変更が必要

告

示

高知県告示第 号

令和5年5月高知県告示第312号（内水面漁場計画の定め）で告示した内水面漁場計画の一部を変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第8項において準用する同条第6項の規定により当該内水面漁場計画の変更の内容、内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1 内水面漁場計画の変更の内容

第1の共同漁業権の4の(2)、5の(2)、6の(2)及び7の(2)中「6月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の8の(2)中「7月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の9の(2)、10の(2)、11の(2)及び13の(2)中「6月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の14の(2)中「7月1日」を「5月15日」に改め、第1の共同漁業権の15の(2)、19の(2)及び20の(2)中「6月1日」を「5月15日」に改める。

2 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

3 漁場の図面

高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。

4 変更後の漁業の免許予定日

令和6年10月1日。ただし、1による変更があった内水面漁場計画に係る漁業に限る。

5 4に係る漁業の免許申請期間

令和6年7月5日から同年8月19日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

なし

告 示

○内水面漁場計画の一部変更

(漁業管理課)

内水面漁場計画の変更案（新旧）

下表の下線箇所のとおり変更

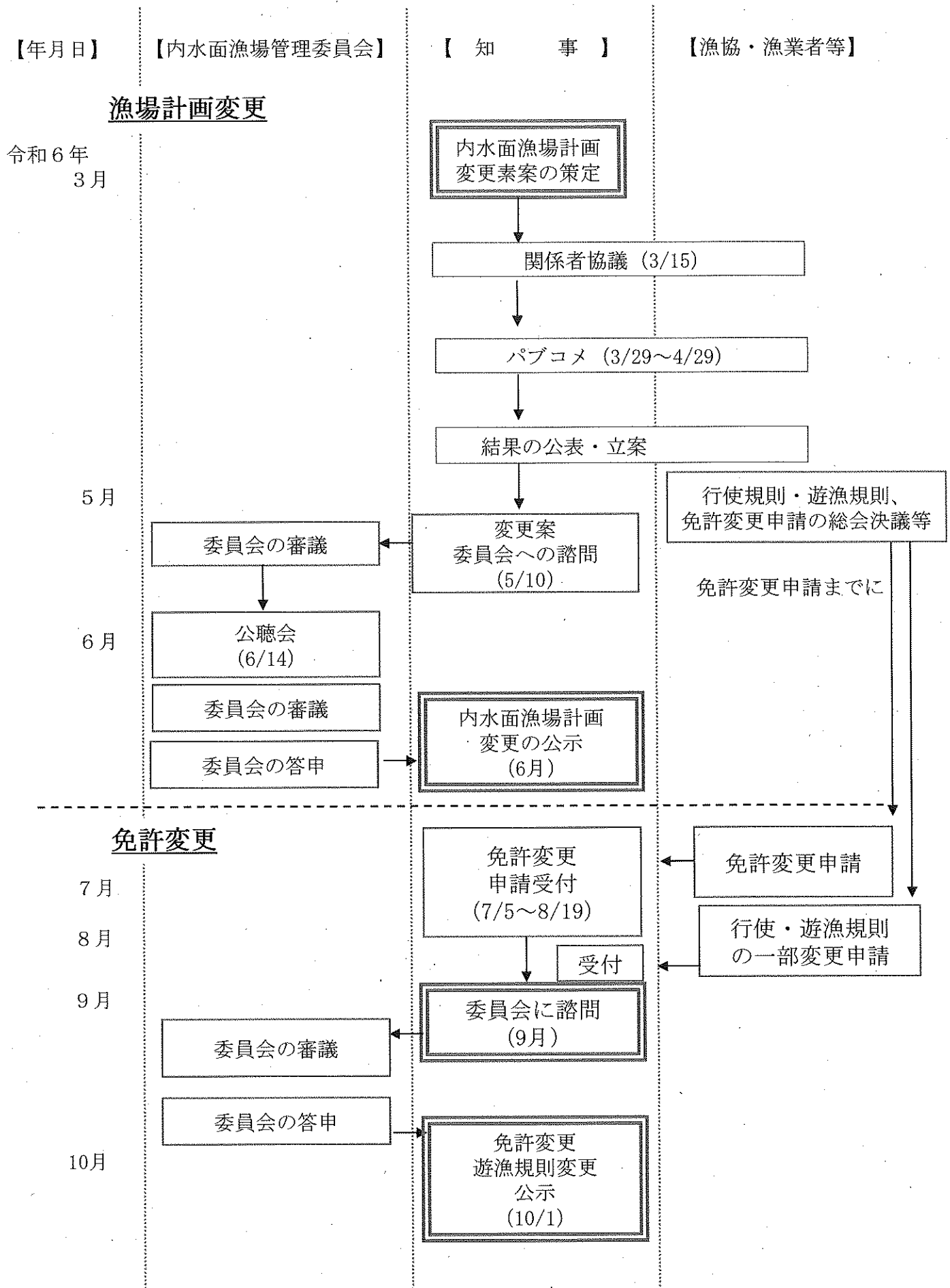
漁業権番号	漁場の位置	漁業の種類	漁業時期	
			変更案	現行
内共第 501 号	野根川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 502 号	西の川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 503 号	羽根川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 504 号	奈半利川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 505 号	奈半利川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>7/1</u> ～12/31
内共第 506 号	安田川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 507 号	伊尾木川 安芸川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 508 号	赤野川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 510 号	吉野川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 511 号	吉野川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>7/1</u> ～12/31
内共第 512 号	鏡川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31
内共第 516 号	四万十川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～翌年 1/31	<u>6/1</u> ～翌年 1/31
内共第 517 号	松田川	あゆ漁業	<u>5/15</u> ～12/31	<u>6/1</u> ～12/31

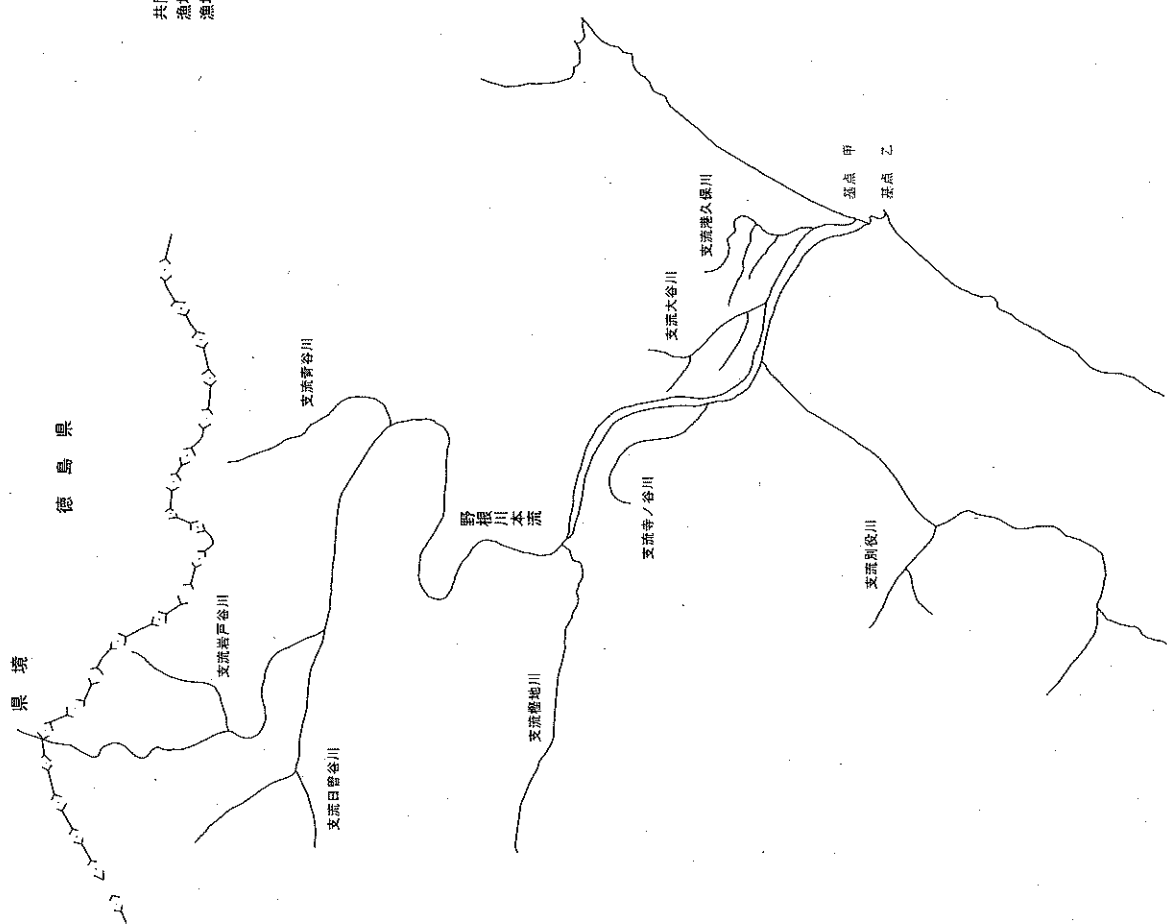
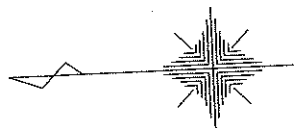
内水面漁場計画変更(案)

※変更箇所下線

告示 予定番号	漁場の 位置	漁業の種類	漁業の時期	漁場の区域	関係地区	条件
内共 第501号	野根川	あゆ漁業	5/15～12/31	安芸郡東洋町野根宇浦渡丙1,619番地先野根海岸防潮堤南西端漁場基点 基点甲 安芸郡東洋町野根宇浦渡谷甲1,237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点 基点乙 安芸郡東洋町野根宇浦渡谷甲1,237番地先野根漁港新防潮堤北端漁場基点 甲と乙とを結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流	安芸郡東洋町のうち野根	火光その他の照明を利用する網(網口の周囲が1メートル以下のすくい網を除く。以下同じ。)、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		あまご漁業	3/1～9/30			
		もくずがに漁業	8/1～11/30			
内共 第502号	西の川	あゆ漁業	5/15～12/31	室戸市吉良川町国道吉良川大橋から上流の西の川本・支流	室戸市のうち吉良川町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		あまご漁業	3/1～9/30			
		もくずがに漁業	8/1～11/30			
内共 第503号	羽根川	あゆ漁業	5/15～12/31	室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流	室戸市のうち羽根町	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		あまご漁業	3/1～9/30			
		もくずがに漁業	8/1～11/30			
内共 第504号	奈半利川	あゆ漁業	5/15～12/31	基点甲 安芸郡奈半利町奈半利川河口左岸防潮堤南西端漁場基点 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利川河口右岸導流堤漁場基点 甲と乙とを結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤までの奈半利川本・支流	安芸郡奈半利町のうち奈半利川村	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		あまご漁業	1/1～12/31			
		もくずがに漁業	8/1～11/30			
内共 第505号	奈半利川 (上流)	あゆ漁業	5/15～12/31	安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流	安芸郡北川村のうち魚梁瀬	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		あまご漁業	3/1～9/30			
		もくずがに漁業	8/1～11/30			
内共 第506号	安田川	あゆ漁業	5/15～12/31	安芸郡安田町国道安田川大橋から上流の安田川本・支流	安芸郡安田町のうち魚梁瀬を除く。	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		あまご漁業	3/1～9/30			
		もくずがに漁業	8/1～11/30			
内共 第507号	伊尾木川 安芸川	あゆ漁業	5/15～12/31	基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点 基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点 ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流	安芸市(赤野を除く。)	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		うなぎ漁業	4/1～9/30			
		こい漁業	1/1～12/31			
		あまご漁業	3/1～9/30			
内共 第508号	伊尾木川 安芸川	あゆ漁業	5/15～12/31	基点甲 安芸市伊尾木伊尾木川河口左岸導流堤漁場基点 基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸導流堤漁場基点 ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点 オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点 カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点 甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7直線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流	安芸市(赤野を除く。)	火光その他の照明を利用する網、まき網、地びき網、張網、瀬張網、建網、まき刺網、上り落しうえ、う飼漁法及びびしめなわ漁法による採捕は、行うことができない。
		あまご漁業	3/1～9/30			

漁業権免許変更に関するフロー（予定）



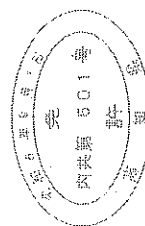


共同漁業漁場図
漁場の位置
漁場の区域
点の位置

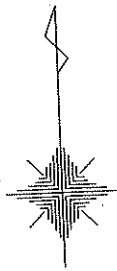
野根川

基点甲 安芸郡東洋町野根字浦邊西1、619番地と野根海岸防潮堤南西端漁場基点
基点乙 安芸郡東洋町野根字番家合甲1、237番地と野根海岸防潮堤北端漁場基点

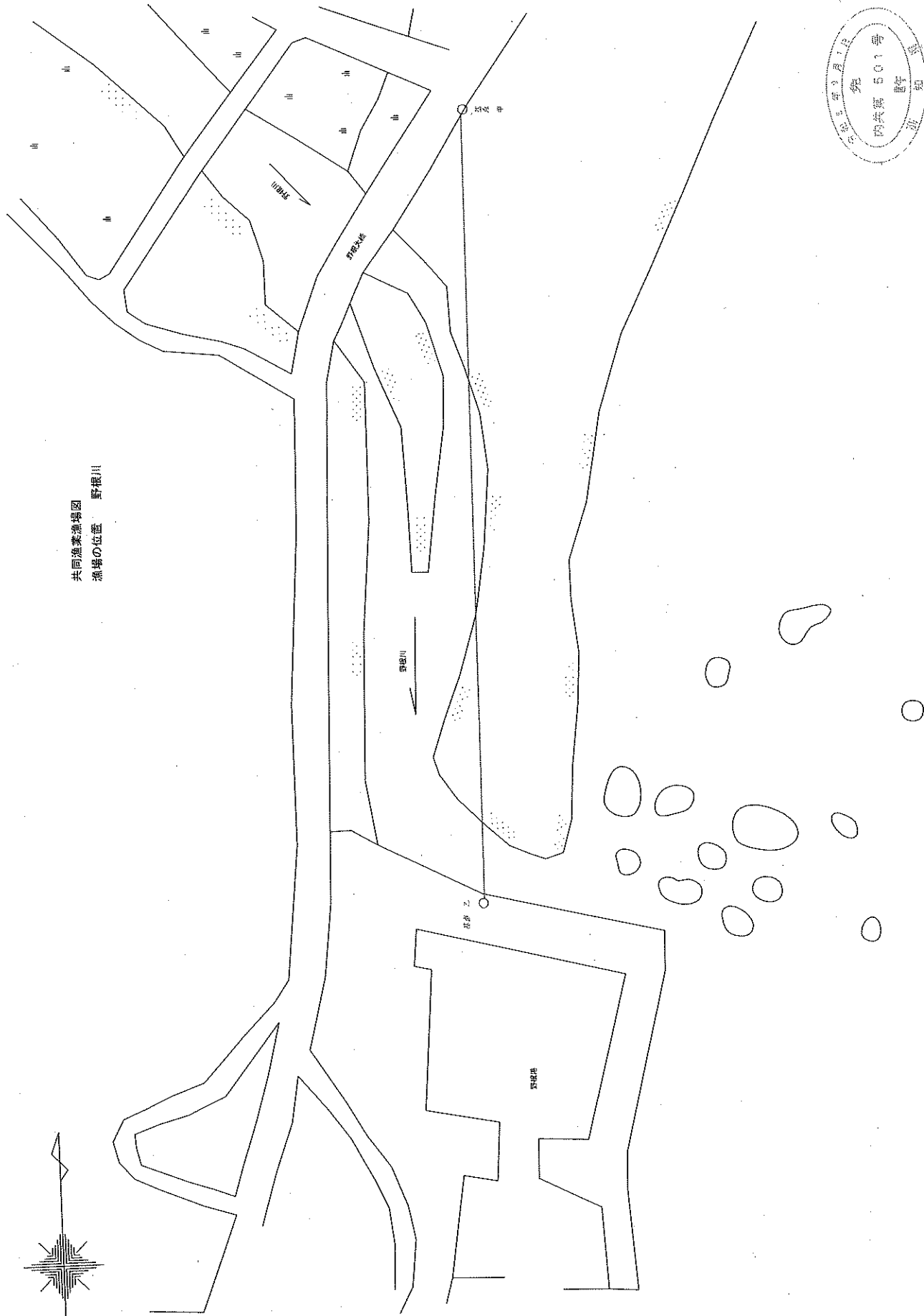
甲と乙とを結ぶ直線から上流の高知県と徳島県との県境までの野根川本・支流

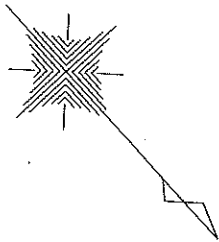


S=1:50,000

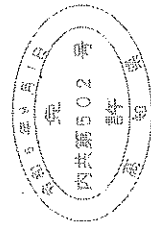
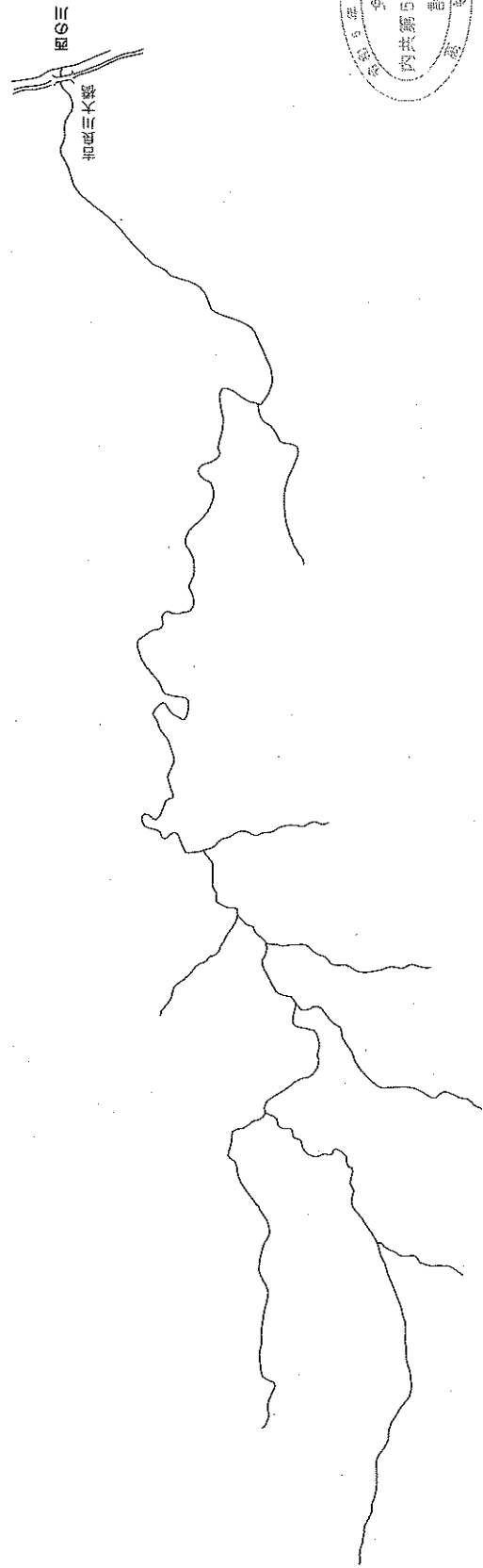


共同漁業漁場図
漁場の位置 野根川

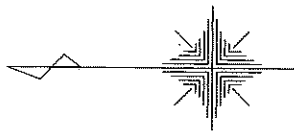




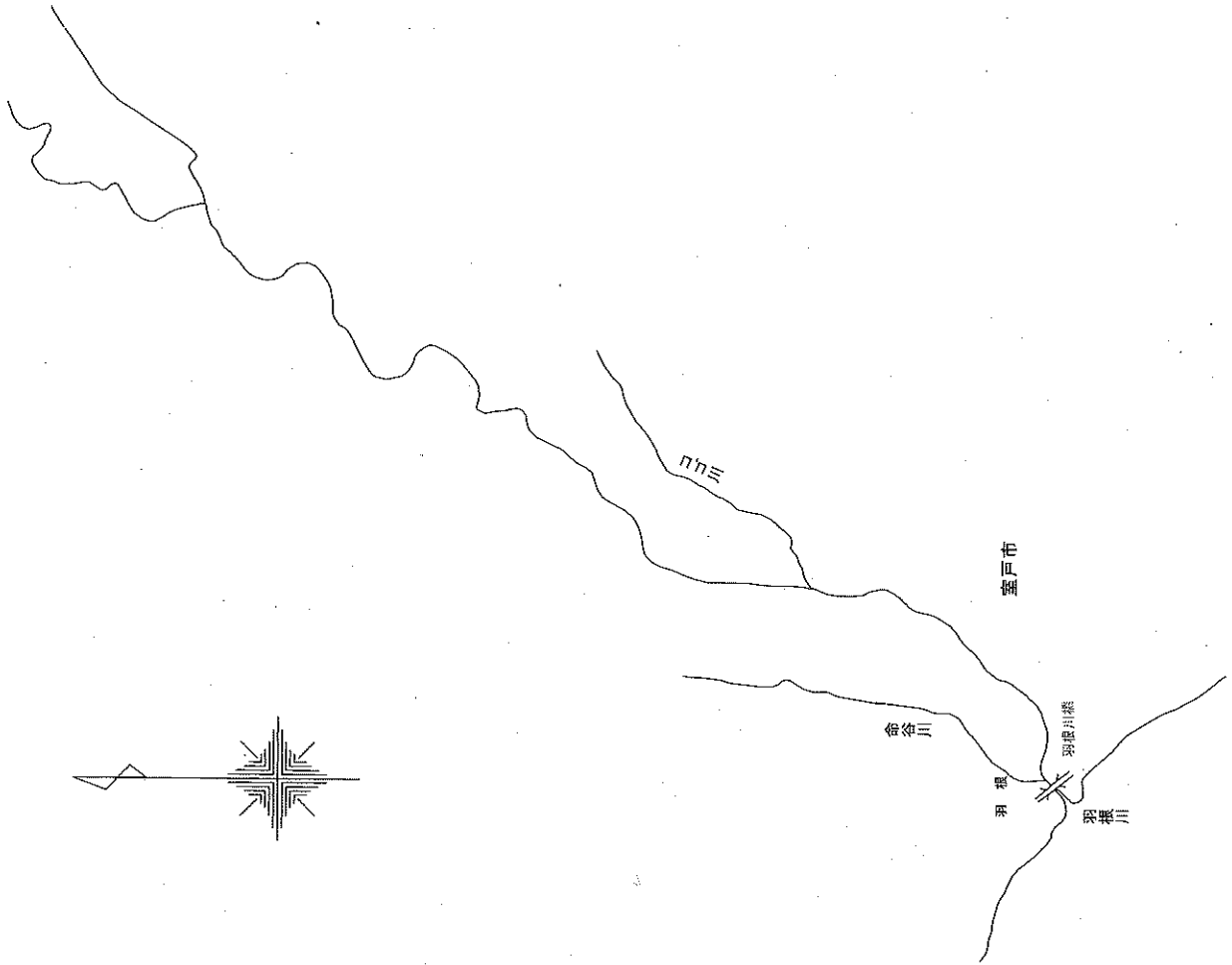
共同漁業漁場図
西の川
漁場の位置
漁場の区域
至戸市吉良川町國道吉良川大橋から上流の西の川本・支流



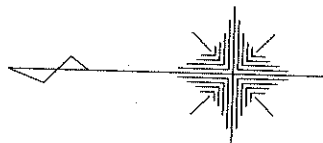
S=1:50,000



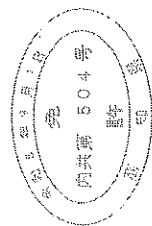
共同漁業漁場図
漁場の位置 羽根川
漁場の区域
室戸市羽根町国道羽根川橋から上流の羽根川本・支流



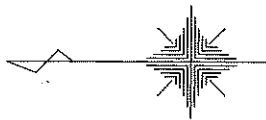
S=1:50,000



共同漁業漁場図
漁場の位置 森井利川



S=1:200,000

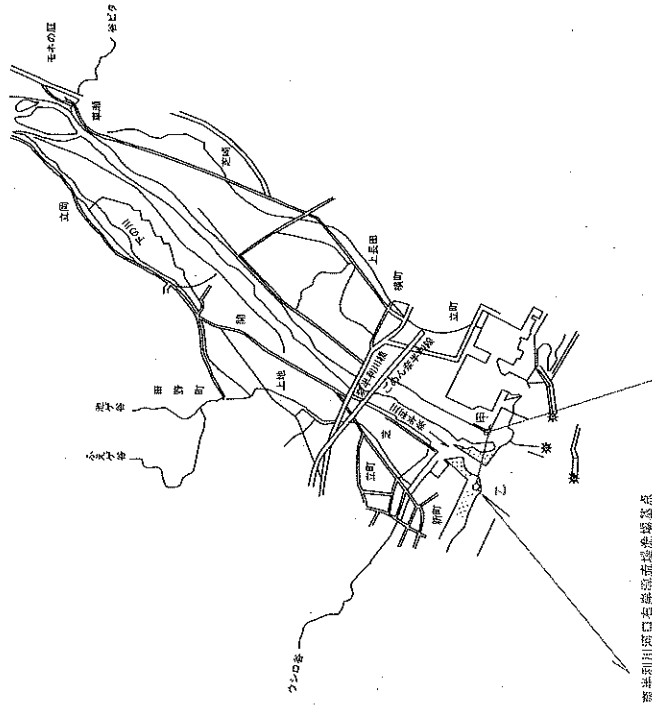


共同漁業漁場図
漁場の位置
漁場の区域
点の位置
基点甲
基点乙

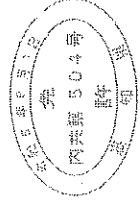
蔡半利川

安芸郡蔡半利川河口左岸防瀬堤南西端漁場基点
安芸郡田野町蔡半利川河口右岸導流堤漁場基点

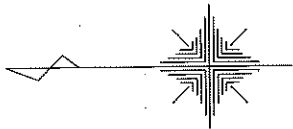
甲と乙とを結ぶ直線から上流の安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤
までの蔡半利川本・支流



蔡半利川河口左岸防瀬堤南西端漁場基点

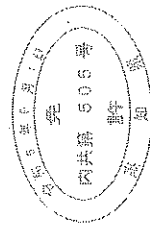


S=1:25,000

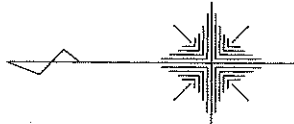


共同漁業漁場図
漁場の位置
漁場の区域

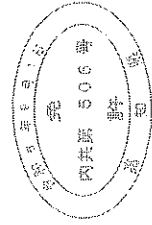
安芸郡北川村久木魚梁瀬発電用えん堤から上流の奈半利川本・支流



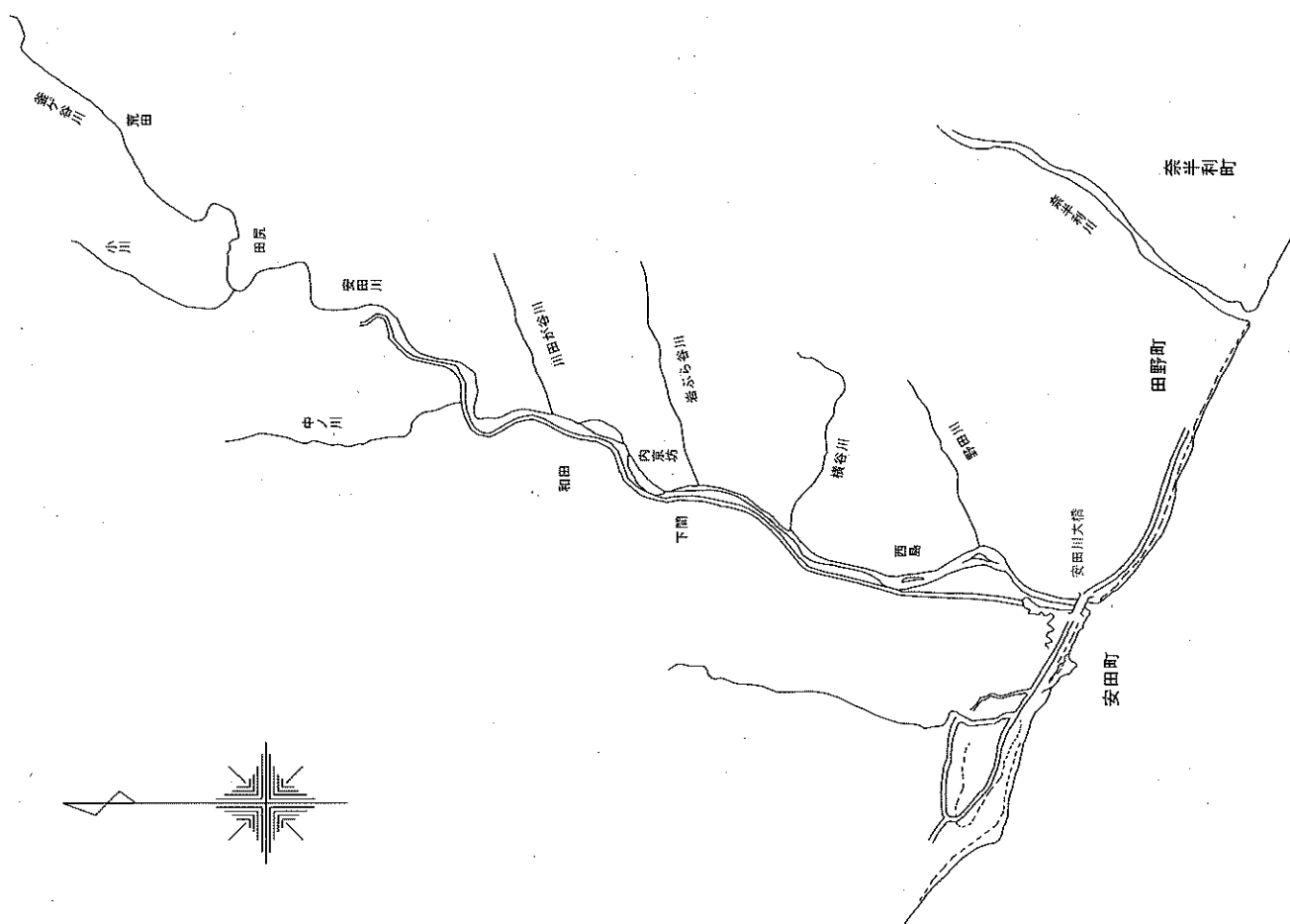
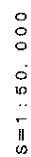
S=1:50,000

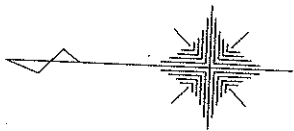


共同漁業漁場図 安田川
漁場の位置

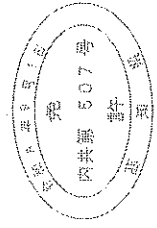
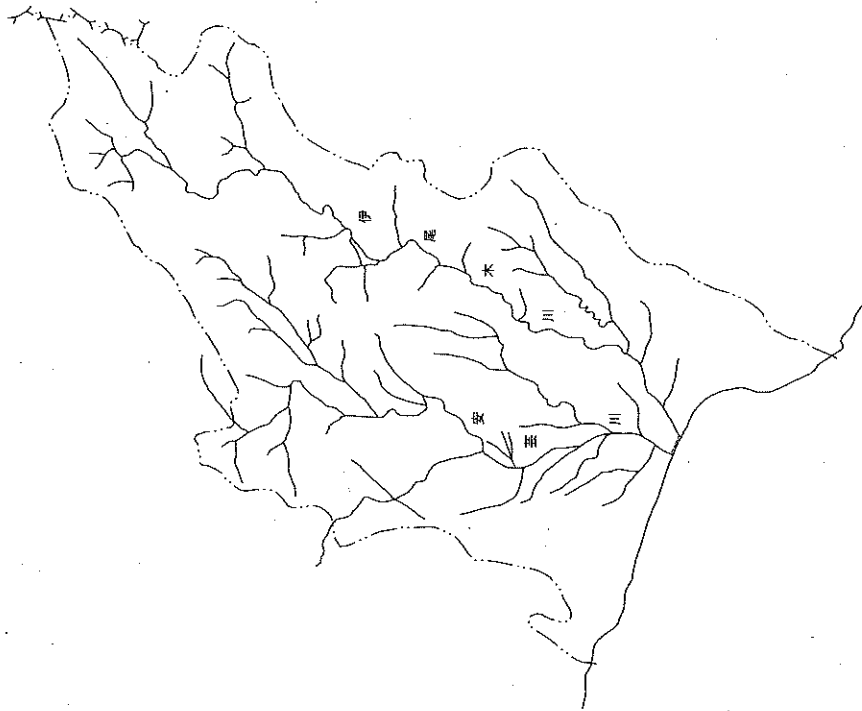


S=1:200,000

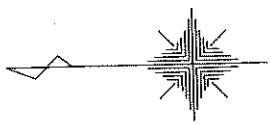




共同通瀬漁場図
漁場の位置 伊尾木川及び安芸川



S=1:200,000



共同漁業漁場図

伊尾木川及び安芸川

漁場の位置

漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸市伊尾木川河口左岸潮流堤漁場基点

基点乙 安芸市東浜安芸川河口右岸潮流堤漁場基点

ア 甲から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点

イ 伊尾木川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

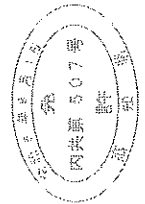
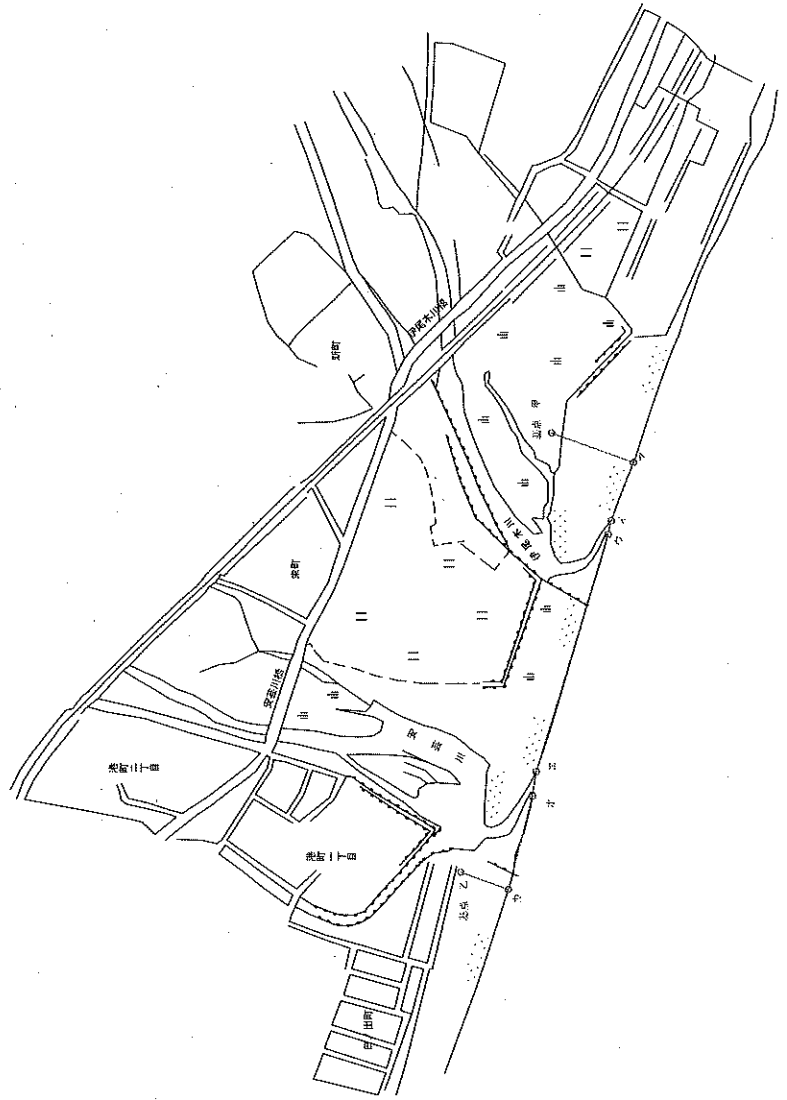
ウ 伊尾木川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

エ 安芸川河口左岸と最大高潮時の海岸線との接点

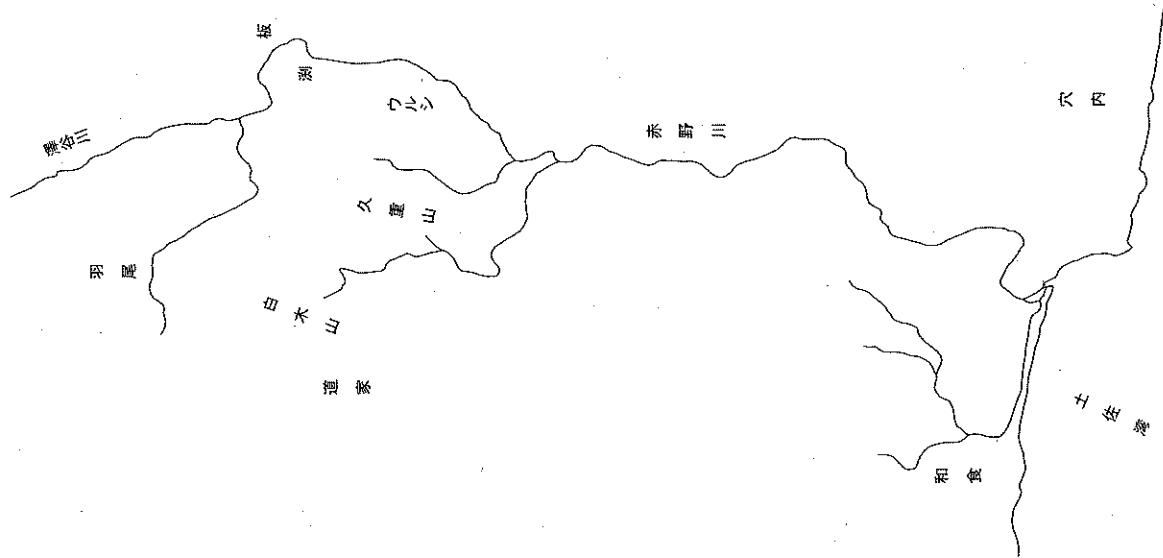
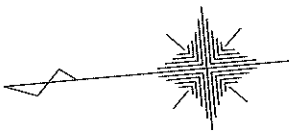
オ 安芸川河口右岸と最大高潮時の海岸線との接点

カ 乙から磁針方位200度の線と最大高潮時の海岸線との交点

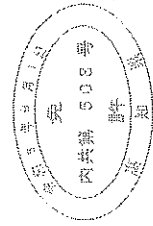
甲ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカ乙を結ぶ7厘線から上流の伊尾木川及び安芸川本・支流

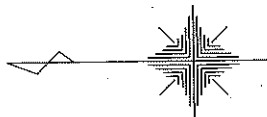


S=1:10,000



共同漁業漁場図
漁場の位置 赤野川





共同漁業漁場図
赤野川

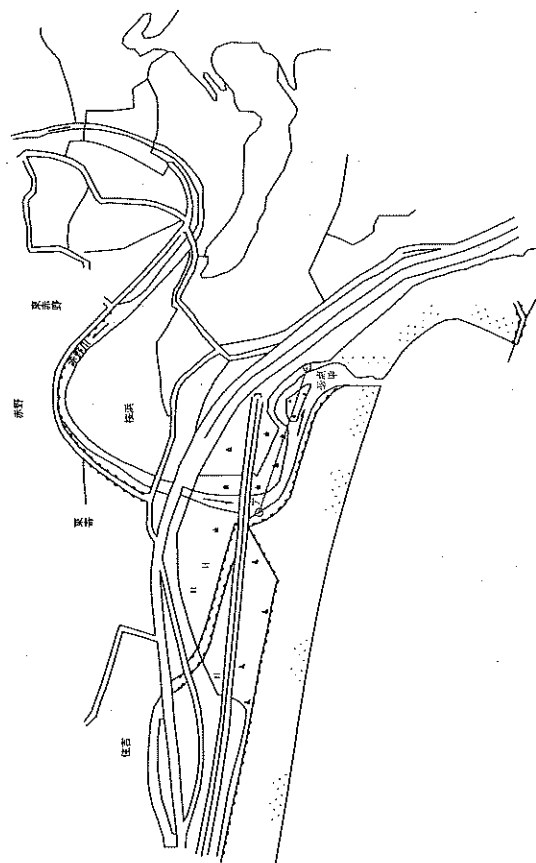
漁場の位置
漁場の区域

基点の位置

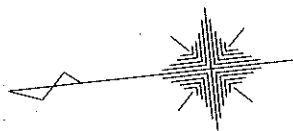
基点甲 安芸市赤野赤野川河口左岸赤野漁場基点

ア 甲から磁針方位288度25分の線と右岸との交点

甲とアとを結ぶ直線から上流の赤野川本・支流

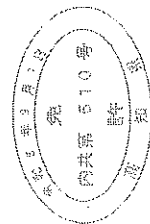
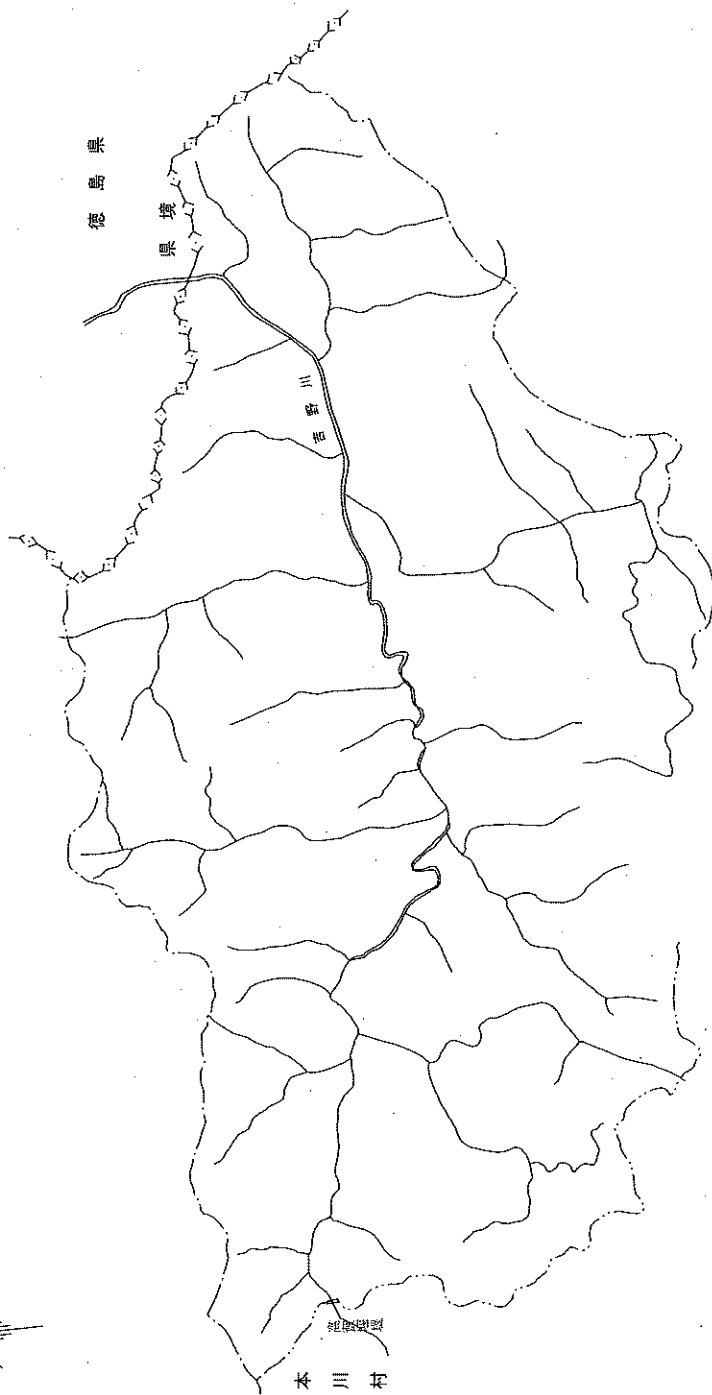


S=1:10,000

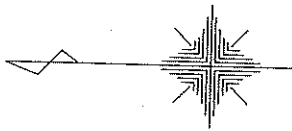


共同漁業漁場図
漁場の位置
吉野川
漁場の区域

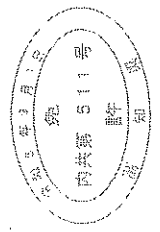
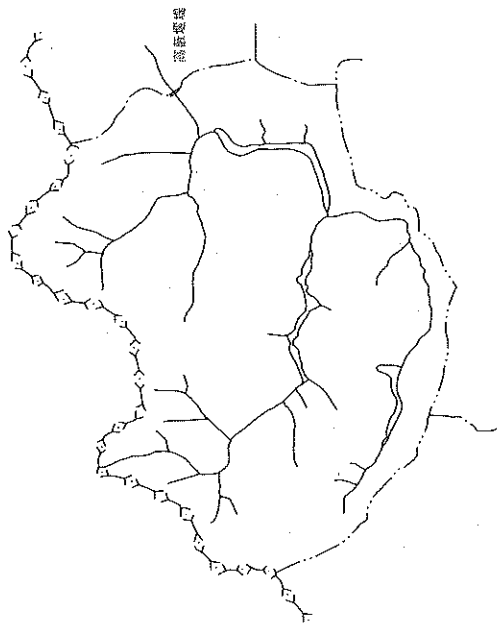
吉野川中富知県と徳島県との県境から上流の吉川郡いの町清瀬発電用えん堤までの本・支流



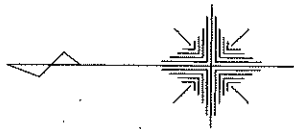
S=1:200,000



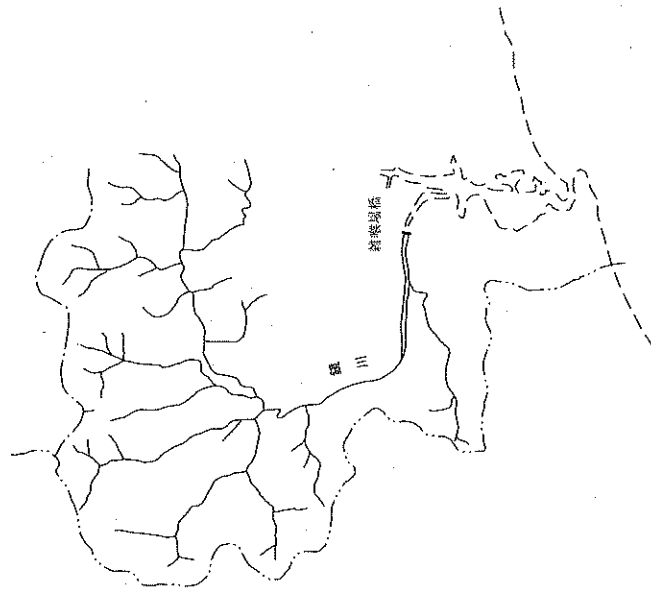
共同漁業漁場図
漁場の位置 吉野川
漁場の区境
吾川郡いの町高坂発電用えん堤から上流の吉野川本・支流



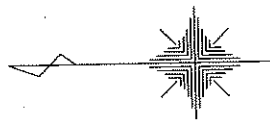
S=1:200,000



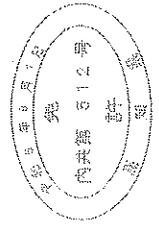
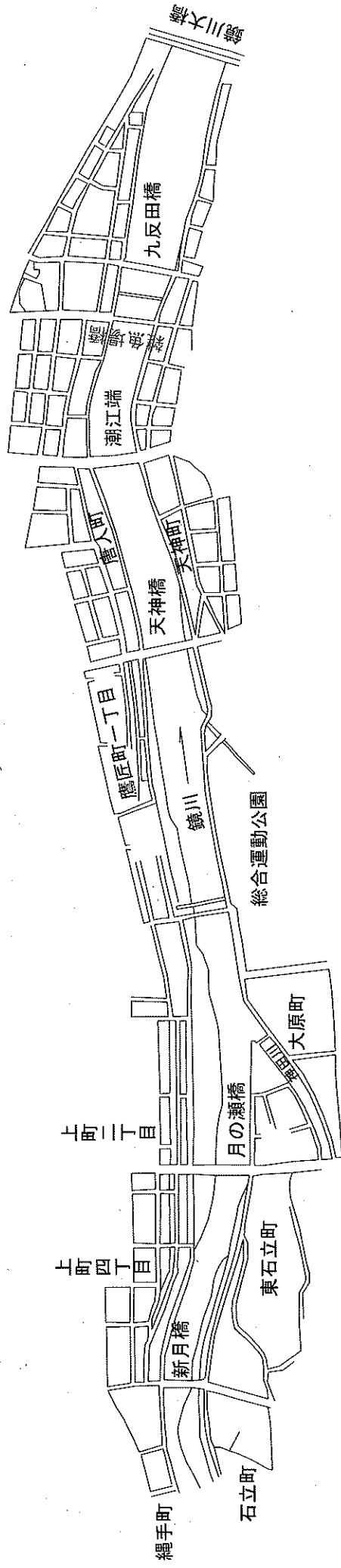
共同漁業漁場図
漁場の位置 鏡川



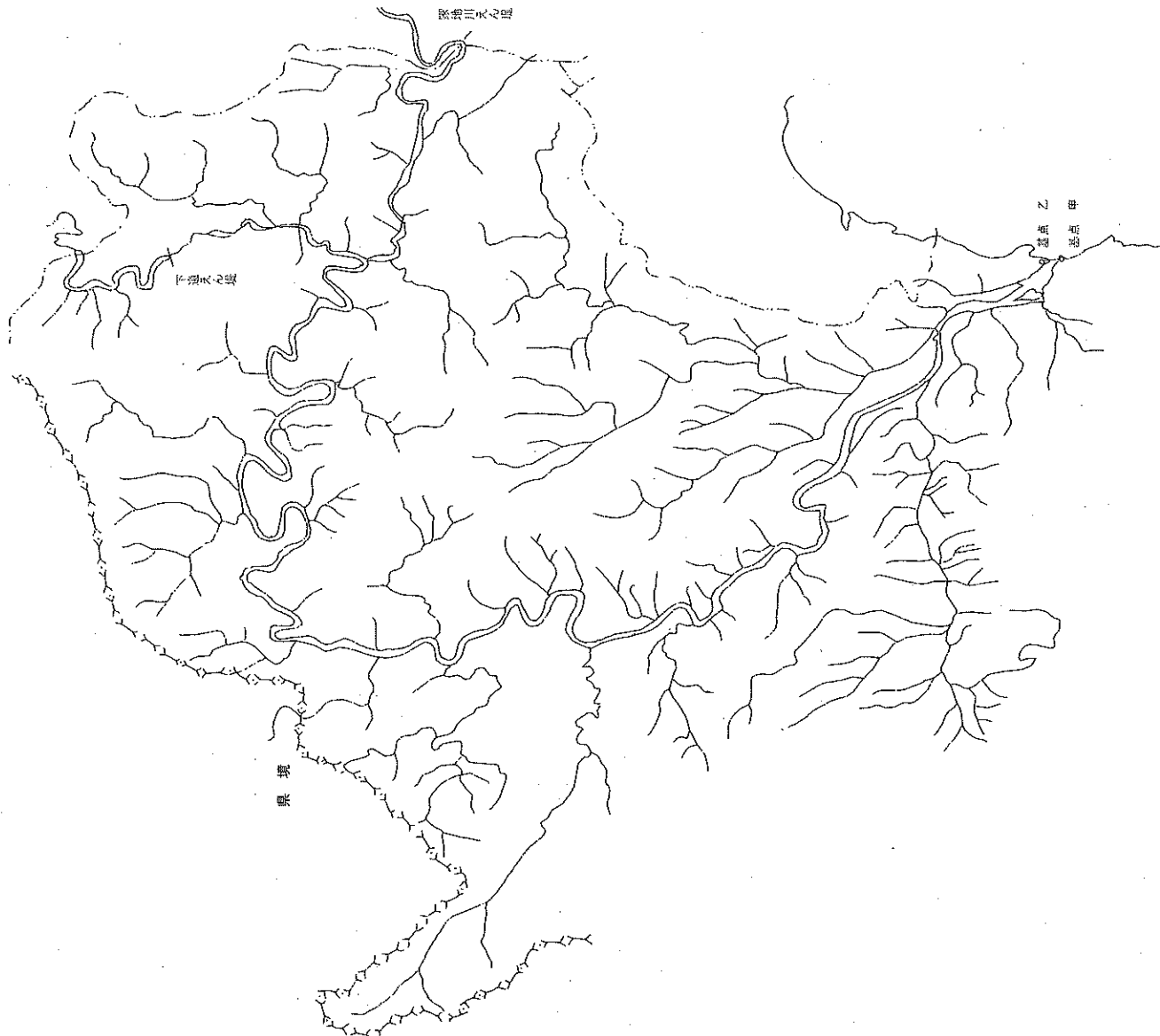
S=1:200,000



共同漁業漁場図
漁場の位置 鏡川
漁場の区域
高知市九反田雑喉場橋から上流の鏡川本・支流

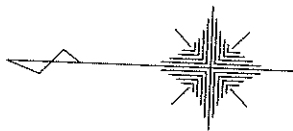


S=1:10,000

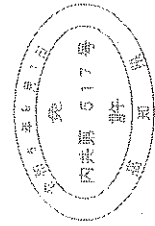
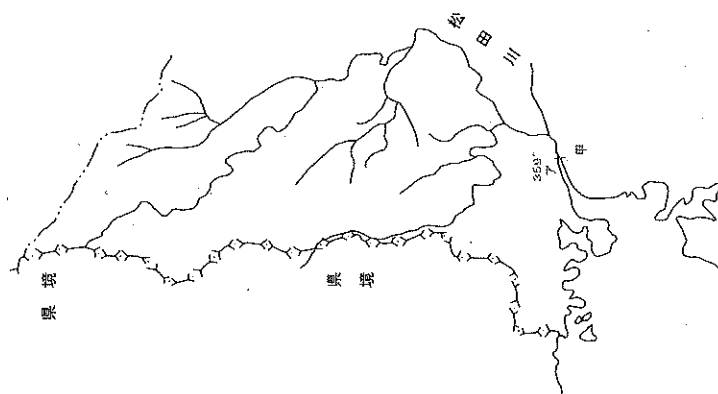


甲と乙とを結ぶ直線から上流の高岡郡四万十町下道発電用えん堤、高岡郡四万十町家地川発電用えん堤及び高知県と愛媛県との県境までの四万十川本・支流





共同農業道境図
源境の位置 松田川



S=1:200,000

共同漁業漁場図

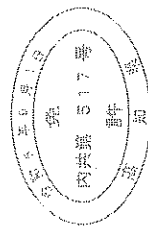
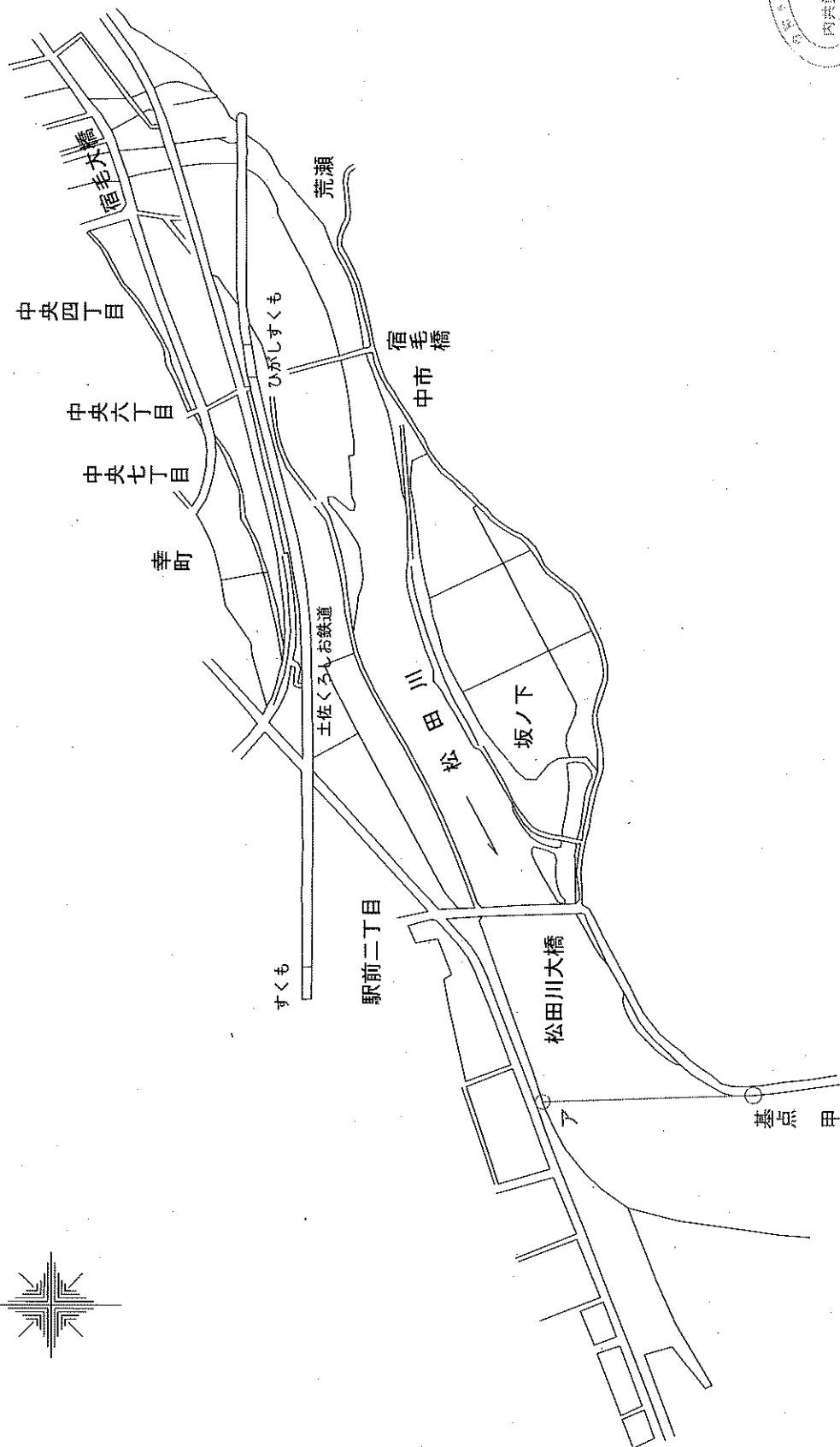
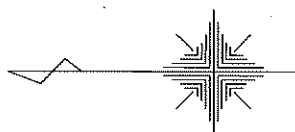
共同漁業漁場図 松田川
漁場の位置
漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市坂ノ下松田川河口左岸下り松田川漁場基点

ア 甲から磁針方位359度の線と右岸との交点

甲とアとを結ぶ直線から上流の高知県と愛媛県との県境までの松田川本・支流



S=1:10,000

… 鮎の解禁期間(旧と改正後の共通期間)

… 鮎の解禁期間(規則改正後(1)解禁日の統一)

… 鮎の解禁期間(規則改正後)(2)産卵期保護の撤廃)

旧規則 (34条禁止期間)

(3)	12/31～7/1
(4)-1	12/31～6/1
(4)-2	1/31～6/1、10/15～12/1
(4)-3	12/31～5/15
(4)-4	12/31～9/1
(5)-1	1/31～5/15、10/15～12/1
(5)-2	12/31～5/15、10/15～12/1
(6)	12/31～6/1、10/15～12/1

改正後（34条禁止期間）

(3)	12/31～5/15
(4)	1/31～5/15、10/15～12/1
(5)	12/31～5/15、10/15～12/1

[illegible]

第 2 1 期第 1 9 回高知県内水面漁場管理委員会

第 2 号議案

遊漁規則の一部変更について（奈半利川淡水漁業協同組合）

6 高漁管第 95 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

奈半利川淡水漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 4 月 25 日

高知県知事 濱田 省司

●第五種共同漁業権遊漁規則 変更点と理由

漁業権 番号	河川	漁業 協同組合	変更点	変更の理由
内共 504号	奈半利川	奈半利川 淡水漁業 協同組合	①あゆの採捕終期の変更 平鍋えん提から上流の区域：採捕終了時期を9月30日から12 月31日に変更	①あゆの採捕終期の変更 ・令和6年1月16日に漁業調整規則が一部改正され、奈 半利川平鍋えん堤から上流ではあゆの採捕禁止期間の 10月15日～12月1日が撤廃 ・調整規則の改正に併せて10月15日～12月1日を漁期と するもの

告 示 (案)

高知県告示第 号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和6年 月 日に次のとおり認可した。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10

(2) 漁業権の免許番号

内共第504号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項ただし書中「について、」を「について、奈半利川の平鍋えん堤から下流の区域に限り、」に改め、同項の表中

あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	6月1日から9月30日まで。ただし、さお漁のうちえさ釣り及びえさ釣りによるものに限る。7月15日から9月30日までとする。
金突	しゃくり掛け	奈半利川の田野ぜきから上流の区域	7月1日から9月30日まで
	金突	奈半利川の長山橋上流端から上流の区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域	8月1日から9月30日まで
	と網 なげ網	奈半利川支流小川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く。	8月1日から9月30日まで。ただし、夜間を除く。

を「

あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	奈半利川の平鍋えん堤から下流の区域	6月1日から9月30日まで。ただし、さお漁のうち
----	---------------------	-------------------	--------------------------

に改める。

		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域	6月1日から12月31日まで。ただし、さお漁のうちえさ釣り及びえさ釣りによるものに限る。7月15日から12月31日までとする。
金突	しゃくり掛け	奈半利川の田野ぜきから平鍋えん堤までの区域	7月1日から9月30日まで
		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域	7月1日から12月31日まで
		奈半利川の長山橋上流端から平鍋えん堤までの区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域	8月1日から9月30日まで
と網 なげ網		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域。ただし、同川支流小川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く。	8月1日から12月31日まで
		奈半利川の長山橋上流端から平鍋えん堤までの区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域	8月1日から9月30日まで。ただし、夜間を除く。
		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域。ただし、同川支流小川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く。	8月1日から12月31日まで。ただし、夜間を除く。

附則として次のように加える。

この規則は、令和6年 月 日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6年 月 日

奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和5年9月1日 認可

(目 的)

第 1 条 この規則は、奈半利川淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、うなぎ、うなぎ、はえ縄、石ぐろ、は具、うなぎうえ（もじ）又はかに籠によつて遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃぐり掛け、金架、ひご釣り、はえ縄、石ぐろ、は具、うなぎうえ（もじ）又はかに籠によつて遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

ただし、第4条第4項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第6条第6項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚 種	漁具漁法
あ ゆ	と 網 な げ 網

3 前項の承認を受けた者は、第6条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 3 条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行つてはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行はなければならない。

漁 具 漁 法	規 模 等
石 ぐ ろ	縦20センチメートル以下、横180センチメートル以下のものを3個以内とする こと。
か に 籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内 とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
な げ 網	長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2 次の表のA欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内で行はなければならない。

ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、奈半利川の平鍋えん堀から下流の区域に限り、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することが

できるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

A 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	徒 手 採 捕 さ お 漁 す く い 網	奈半利川の平鍋えん堀から下 流の区域	6月1日から9月30日まで。 ただし、さお漁のうちえさ釣り 及びぎじ釣りによるものに限る。 7月15日から9月30日までとす る。
		奈半利川の平鍋えん堀から上 流の区域	6月1日から12月31日まで。 ただし、さお漁のうちえさ釣り及び ぎじ釣りによるものに限る。7月15 日から12月31日までとする。
	しゃぐり掛け	奈半利川の田野せきから平鍋 えん堀までの区域	7月1日から9月30日まで
		奈半利川の平鍋えん堀から上 流の区域	7月1日から12月31日まで
金 突		奈半利川の長山橋上流端から 平鍋えん堀までの区域並びに 同川支流野川川及び奈半利川 支流西谷川の区域。	8月1日から9月30日まで
		奈半利川の平鍋えん堀から上 流の区域	
		ただし、同川支流小川のメ ガネ橋から弘瀬の堰までの区 域を除く。	8月1日から12月31日まで
		奈半利川の長山橋上流端から 平鍋えん堀までの区域並びに 同川支流野川川及び奈半利川 支流西谷川の区域。	8月1日から9月30日まで。 ただし、夜間を除く。
と な 網 な げ 網		奈半利川の平鍋えん堀から上 流の区域	8月1日から12月31日まで。 ただし、夜間を除く。
		奈半利川の長山橋上流端から 平鍋えん堀までの区域	
		奈半利川の平鍋えん堀から上 流の区域	8月1日から12月31日まで。 ただし、夜間を除く。
		奈半利川の長山橋上流端から 平鍋えん堀までの区域	
う な ぎ	さ お 漁 ひ ご 釣 り は え 縄 は 具 う な ぎ う え (もじ)	第五種共同漁業権内共第504 号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで
	石 ぐ ろ	奈半利川の奈半利川橋下流端 から下流の区域	

あまご	さお魚	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	3月1日から9月30日まで
もくずがに	徒手採捕		8月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のイ欄に掲げる魚種については、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるものとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	奈半利川の旧鉄橋跡から下流の区域	12月1日から同月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	奈半利川の野川川ダム下流端から野川橋上流端までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

（全長等の制限）

第5条 次の表の表の左欄に掲げる水産動植物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下
あまご	全長10センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町宇ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具	漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕	おこいり		
うなぎ	さひは石はうなぎうえ（もじ）	お釣り籠ろ具	3,000円	6,000円
あまご				

もくずがに	徒か	手採	捕籠	設定なし
-------	----	----	----	------

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下	無
18歳以下の者（中学生以下の者を除く。）	500円
肢体不自由者	3,000円
70歳以上の者	

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町宇ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網	9,000円 6,000円

4 前3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

5 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠1個につき実費相当額として組合が別に定める額の許可証代を別に納付しなければならない。

6 第4条第4項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、奈半利川淡水漁業協同組合事務所（安芸郡奈半利町宇ナカズ後乙1419番地10）において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める特別遊漁料の額に1,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	1,000円	3,000円

（遊漁承認の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第 9 条 漁場監視員は、この規則を施行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁証は、その有効期間に限り、第 7 条第 1 項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 月 日から施行する。

奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

新				旧			
第4条 [略]				第4条 [略]			
2 次の表の「ア」欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の「イ」欄に掲げる漁具漁法により、同表の「ウ」欄に掲げる区域内及び同表の「エ」欄に掲げる期間内で行うことができる。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、<u>奈半利川の平鍋えん堤から下流の区域に限り</u>、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。				2 次の表の「ア」欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の「イ」欄に掲げる漁具漁法により、同表の「ウ」欄に掲げる区域内及び同表の「エ」欄に掲げる期間内で行うことができる。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日まで及び12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。			
ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間	ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	奈半利川の平鍋えん堤から下流の区域	6月1日から9月30日まで。 ただし、さお漁のうちえさ釣り及びぎじ釣りによるものに限 り、7月15日から9月30日まで とする。	あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	第五種共同漁業権内共 第504号に係る漁場の 全区域	6月1日から9月30日まで。 ただし、さお漁のうちえさ釣り 及びぎじ釣りによるものに限 り、7月15日から9月30日まで とする。
		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域	6月1日から12月31日まで。 ただし、さお漁のうちえさ釣り 及びぎじ釣りによるものに限 り、7月15日から12月31日ま でとする。			奈半利川の田野ぜきか ら上流の区域	7月1日から9月30日まで
		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域	7月1日から12月31日まで			しやくり掛け	

		奈半利川の長山橋上流端から平鍋えん堤までの区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域	8月1日から9月30日まで
金 突		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域ただし、同川支流小川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く	8月1日から12月31日まで
		奈半利川の長山橋上流端から平鍋えん堤までの区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域	8月1日から9月30日まで。ただし、夜間を除く。
と 網 なげ網		奈半利川の平鍋えん堤から上流の区域ただし、同川支流小川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く	8月1日から12月31日まで。ただし、夜間を除く。

以下〔略〕

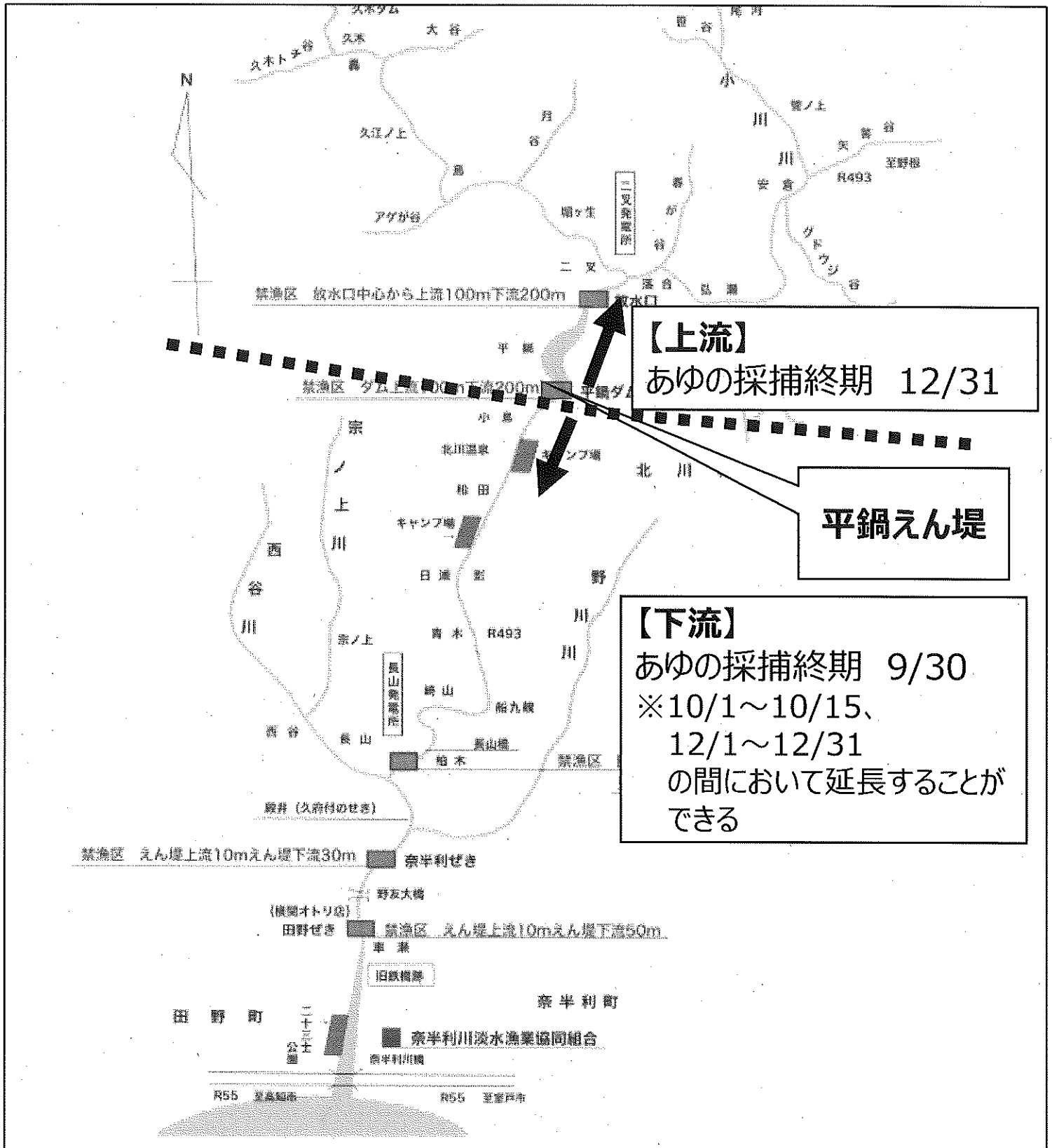
以下〔略〕

附則〔略〕

附則〔略〕

この遊漁規則は、令和 年 月 日から施行する。

奈半利川（内共第504号）



高知県漁業調整規則

- … 鮎の解禁期間(旧と改正後の共通期間)
- … 鮎の解禁期間(規則改正後(1)解禁日の統一)
- … 鮎の解禁期間(規則改正後(2)産卵期保護の撤廃)

[illegible]



令和 6 年 3 月 26 日

高知県知事 濱田 省司 様

住所 高知県安芸郡奈半利町字ナカズ後乙 1419 番地 10

氏名 奈半利川淡水漁業協同組合

代表理事組合長 林田千秋

遊漁規則変更認可申請書

内共第 504 号に係る第五種共同漁業権について、別添のように奈半利川淡水漁業協同組合内共第 504 号第五種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- | | | |
|---|-------------|-----|
| 1 | 遊漁規則新旧対照表 | 1 部 |
| 2 | 遊漁規則変更理由書 | 1 部 |
| 3 | 総 代 会 議 事 録 | 1 部 |

第 2 1 期第 1 9 回高知県内水面漁場管理委員会

第 3 号議案

遊漁規則の一部変更について（物部川漁業協同組合）

6 高漁管第 96 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

物部川漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 4 月 25 日

高知県知事 濱田 省司

● 第五種共同漁業権遊漁規則 変更点と理由

漁業権 番号	河川	漁業 協同組合	変更点	変更の理由
			①あゆの採捕開始時期の変更 杉田えん提から上流の区域：採捕開始時期を7月1日から6月1日に変更	①あゆの採捕開始時期の変更 ・令和6年1月16日に漁業調整規則が一部改正され、杉田えん提から上流のあゆの採捕開始時期が7月1日から5月15日に変更 ・調整規則の改正に併せて採捕開始時期を6月1日に変更するもの ・物部川の漁業権におけるあゆの漁業時期は5月15日からとなっており、杉田えん堤から上流も採捕開始時期を5月15日に変更可能だが、水温が低く成長が遅いため、6月1日に変更
内共 509号	物部川	物部川漁 業協同組 合	②あゆの漁具漁法の制限 よこ掛け（しやびき含む） 全期間及び全区域を禁漁 ：杉田えん提から下流の区域を	②あゆの漁具漁法の制限 ・天然あゆの親魚を確保するため、漁法を制限 ・現在、杉田えん堤から下流のよこ掛けは組合が認めた場合に限り、12月1日から12月31日の間に一部の区域で解禁 ・しかし、今後も天然資源を確保するため、落ち鮎漁の解禁を当分の間やめるとし、併せて、よこ掛けも禁漁とするもの
			③あゆの採捕禁止区域の追加 永瀬ダム上流域の一部の区域（2カ所）において、産卵保護のため、10月1日から12月31日まで採捕を禁止	③あゆの採捕禁止区域の追加 ・永瀬ダム湖内であゆが再生産している可能性があるため、産卵保護を行い、ダム湖内での再生産を促進し、天然あゆ資源を確保するもの

●第五種共同漁業権遊漁規則 変更点と理由

漁業権 番号	河川	漁業 協同組合	変更点	変更の理由
内共 509号	物部川	物部川漁 業協同組 合	④あまごの疑似つり 杉田えん提から上流の区域の9月におけるC&R（キヤッチア ンドリリース）区域の拡大	④あまごの疑似つり ・9月はあまごの産卵保護を目的に、採捕禁止区域とC& R区域に分けて管理 ・冬季釣り場の試験調査においてC&Rは魚体への影響が 低く、資源への影響も小さいとの知見が蓄積されてき たため、採捕禁止区域を縮小し、C&R区域を拡大し、漁 場利用を促進するもの
			⑤遊漁料及び特別遊漁料の変更（年券） ・一般の遊漁料を7,000円から8,000円に、高齢者の遊 漁料を3,000円から4,000円に変更 ・特別遊漁料を11,000円から12,000円に変更 ・高齢者の区分を70歳から75歳に引き上げ ・組合が承認した者を無料とすることについて、その 承認目的を明確化 ⑥遊漁料の変更（日券） あゆの玉じやくりが設定されていなかったもので、日券に含 める	⑤遊漁料及び特別遊漁料の変更（年券） ・物価上昇に伴い、増殖費用が増加しているため、遊漁 料及び特別遊漁料を見直すもの ・高齢者の平均的な体力等が向上しているため、高齢者 の区分を75歳に引きあげる ・組合が特に承認する目的を明確化するため、試験研 究、教育実習、広報を目的とした場合に無料とするこ とを明記
			⑦施行日 遊漁料の変更については令和7年1月1日から施行	

め、同条第3項の表中「7月1日」を「6月1日」に改め、同条第4項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	物部川の香美市土佐山田町田の農免橋上流端から、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第34条第1項の表に規定する同市土佐山田町田かんがい用物部川下流統合せぎ上流端から上流左岸70メートルの点までの区域	1月1日から 12月31日まで
あゆ	物部川の香美市物部町押谷の佐岡橋上流端から下流の同市物部町山崎の山崎橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から 12月31日まで の間に 組合が別に定 める期間
	物部川の香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端から下流の同市物部町大柝の垂生川橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	

第4条第6項の表中「7月1日」を「6月1日」に改める。

第6条第1項の表中

2,000円	7,000円
--------	--------

告 示（案）

高知県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和6年 月 日に次のとおり認可した。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

2 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第509号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中

5月15日午前 5時から9月 30日午後5時 30分まで	5月15日午前 5時から9月 30日午後5時 30分まで
7月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで	6月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで

を

に、

よこ掛け（しゃびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで
	物部川の高知工業高等専門学校前の 同川左岸に設置されている標柱から 同川右岸に設置されている標柱を見 通した線から下流の区域	ただし書の規 定に基づき延 長された期間

を

よこ掛け（しゃびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	6月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで
----------------	------------------	------------------------------------

に、「横山川の行者谷合流点」を「横山川別荘の新鶴溪橋」に、「南池橋」を「影橋」に改

設定なし	
	3,000円

を

2,000円	8,000円
設定なし	3,000円

に改め、同条第2項の表中「組合が特に承認した者」を「試験研究若しくは教育実習又は広報を目的として採捕する者で組合が特に承認したもの」に、

女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者 70歳以上の者	3,000円	1,500円
---	--------	--------

を

女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者	3,000円	1,500円
75歳以上の者	4,000円	

に改め、同条第3項の表中「11,000円」を「12,000円」に改め、同条第6項中「7,000円」を「8,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和6年 月 日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年 月 日

物部川漁業協同組合 内共第 509 号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和 5 年 9 月 1 日認可

(目的)

第 1 条 この規則は、物部川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第 509 号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもぐさ）に限る。第 5 条において同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第 2 条 この漁場の区域内において、徒手採捕、すくい網、しゃびき、さお漁、えさ釣り、よこ掛け、玉じゃくり、はし、ひご釣り、はえ縄、つけばり、うなぎうえ、ぎじ釣り又はかに籠によつて遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

第 3 条 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい	と網 なげ網

第 4 条 前項の承認を受けた者は、第 6 条第 3 項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第 5 条 遊漁者は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等でなければならない。

漁具漁法	規模等
友釣り	使用するハリスの長さは 20 センチメートル以下、ハリスの総数は 4 本以下とすること。
玉じゃくり と網 なげ網	水中眼鏡（がんめんを含む。）を併用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が 150 センチメートル以下のもので 5 個以内とし、かに籠ごとに組合が発行する許可証を付けること。
なげ網	長さ 23 メートル以下、高さ 0.75 メートル以下のものとする。

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる漁具漁法により、同表の右欄に掲げる区域及び同表の左欄に掲げる期間内で行うことができる。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、物部川の杉田えん堤から下流の区域に限り、12 月 1 日から同月 31 日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（友釣りを含む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5 月 15 日午前 5 時から 9 月 30 日午後 5 時 30 分まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	6 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで
	えさ釣り	物部川の杉田えん堤から上流の区域	8 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	6 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで
	よこ掛け（しゃびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	8 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	6 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで
	と網	物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただし、同川の戸板島橋から下流 300 メートルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流 300 メートルから下流 200 メートルまでの区域を除く。	6 月 20 日午前 5 時から 9 月 30 日午後 5 時 30 分まで。ただし、日没からの出までの間を除く。
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	8 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで。ただし、日没からの出までの間を除く。
なげ網		物部川の杉田えん堤から下流の区域。ただし、同川の戸板島橋から下流 300 メートルまで及び南国市岡西の新物部川橋の上流 300 メートルから下流 200 メートルまでの区域を除く。	6 月 20 日午前 5 時から 9 月 30 日午後 5 時 30 分まで。ただし、日没からの出までの間を除く。
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	8 月 1 日午前 5 時から 12 月 31 日午後 5 時まで。ただし、日没からの出までの間を除く。

うなぎ	すくい網 さお漁 は具 ひご釣り はえ縄 つけばり うなぎうえ	物部川の杉田えん堤から永瀬えん堤までの区域 第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、日没から日の出までの間を除く。 5月1日から9月30日まで
こい	すくい網 さお漁 と網 なげ網		1月1日から12月31日まで
あまご	すくい網 さお漁 (ぎじ釣りを除く。)	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	3月1日から8月31日まで
	ぎじ釣り(1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならぬ。)	横山川別府の新錦溪橋から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の影橋から物部川の杉田えん堤までの区域 横山川別府の新錦溪橋から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の影橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から8月31日まで 3月1日から9月30日まで
もくずがに	かに籠	物部川の杉田えん堤から下流の区域 第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	1月1日から12月31日まで 9月1日から11月30日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法以外により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
------	--------	------	------

あゆ	友釣り ぎじ釣り	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時から同月31日午後7時まで
		物部川の香南市野市町仁尾島地先の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線から、同市野市町添端地先(通称原戸堤上端)の同川右岸に設置されている標柱から同川左岸に設置されている標柱を見通した線までの区域	5月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		物部川の香美市物部町岡ノ内の日の出橋から津々呂第1トンネル西入口に設置されているつり橋上流端までの区域及び物部川支流上葦生川の同川と物部川との合流点から香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端までの区域	6月1日午前5時から8月31日午後5時30分まで
あゆ あまご	友釣り えさ釣り ぎじ釣り	物部川支流横山川の香美市物部町別府落合の川口発電所取水用えん堤上流端から同市物部町別府の政ヶ谷口に設置されている漁場標識までの区域	1月1日から12月31日まで

4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	物部川の香美市土佐山田町田の農免橋上流端から、高知県漁業調整規則(令和2年高知県規則第73号)第34条第1項の表に規定する同市土佐山田町田かんがい用物部川下流統合せき上流端から上流左岸70メートルの点までの区域	1月1日から12月31日まで
あゆ	物部川の香美市物部町押谷の佐岡橋上流端から下流の同市物部町山崎の山崎橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間
あゆ	物部川の香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端から下流の同市物部町太新の葦生川橋上流端までの区域内において産卵保護のため	10月1日から12月31日までの間

	組合が別に定める区域	間において組合が別に定める期間
--	------------	-----------------

5 第2項の規定にかかわらず、中学生以下の者は、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	金突	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川兒童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	7月15日から 8月31日まで

6 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはならない。ただし、中学生以下の者は、この限りでない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣り及び友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け 玉じやくり	物部川の香美市香北町日ノ御子の河川兒童公園前の物部川支流日ノ御子川（河ノ内川）右岸に設置されている漁場表示柱から同川左岸に設置されている漁場表示柱を見通した線から、県道日ノ御子土佐山田の日ノ御子橋下流端までの区域	6月1日から 8月31日まで
あまご	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣りを含む。） 玉じやくり		3月1日から 8月31日まで

（全長等の制限）
第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長21センチメートル以下

こい	全長15センチメートル以下
あまご	全長15センチメートル以下
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）
第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定めめる遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ、こい及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを含む。） えさ釣り よこ掛け 玉じやくり	2,000円	8,000円
うなぎ	すくい網 さお漁 は真 ひご釣り はえ縄 つけばり うなぎうえ		
こい	すくい網 さお漁		
あまご	すくい網 さお漁 ぎじ釣り（毛ばり釣り及びルアー釣りに限る。）		
もくずがに	かに籠	設定なし	3,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に

掲げるとおりとする。

遊漁者	魚種	1 年遊漁料	
		あゆ、うなぎ、こい及びあまこ	もくずがに
中学生以下の者 試験研究若しくは教育実習又は広報を 目的として採捕する者で組合が特に承 認したもの		無料	無料
女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者		3,000円	1,500円
75歳以上の者		4,000円	
20歳以下の者（中学生以下の者を除く。）		500円	500円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めると
おりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網	12,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山町山田1865番地）又は
組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定
する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末
日までとする。この場合において、あまこを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を9月1日以降に納
付する場合は、第1項の表中「8,000円」とあるのは、「3,000円」とする。

7 遊漁者は、第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料のほか、かに籠1個につき
500円の許可証代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第7条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受け
たとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、
当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合
会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、又は漁場監視員であることを表示する腕章を着けるもの
とする。

（違反者に対する措置）

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は
以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊
漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第
7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年 月 日から施行する。ただし、第6条の改正規定は令和7年1月1
日から施行する。

新

旧

第1～3条 〔略〕

第4条 〔略〕

1 〔略〕

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行つてはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、物部川の杉田えん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（友釣りを含む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り	〔略〕	〔略〕
	よこ掛け（しやびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		削除	削除

第1～3条 〔略〕

第4条 〔略〕

1 〔略〕

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行つてはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、物部川の杉田えん堤から下流の区域に限り、12月1日から同月31日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（友釣りを含む。）	物部川の杉田えん堤から下流の区域	5月15日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り	〔略〕	〔略〕
	よこ掛け（しやびきを含む。）	物部川の杉田えん堤から上流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		物部川の高知工業高等専門学校前の同川左岸に設置されている標柱から同川右岸に設置されている標柱を見通した線から下流の区域	ただし書の規定に基づき延長された期間

新				旧			
	玉じゃくり	[略]	[略]		玉じゃくり	[略]	[略]
	と網	[略]	[略]		と網	[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
	なげ網	[略]	[略]		なげ網	[略]	[略]
うなぎ	[略]	[略]	[略]	うなぎ	[略]	[略]	
					[略]	[略]	
	あまご	すくい網（ぎじさお漁（ぎじ釣りを除く。）	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域		3月1日から8月31日まで	あまご	すくい網（ぎじさお漁（ぎじ釣りを除く。）
	ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。）	横山川別府の新錦溪橋から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の影橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から9月30日まで		ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。）	横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から9月30日まで
		横山川別府の新錦溪橋から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の影橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から8月31日まで			横山川の行者谷合流点から物部川の杉田えん堤まで及び上葦生川の南池橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から8月31日まで
		物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで			物部川の杉田えん堤から下流の区域	1月1日から12月31日まで

新				旧			
もくずが に	[略]	[略]	[略]	もくずが に	[略]	[略]	[略]
3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法以外により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。				3 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法以外により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。			
ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間	ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	友釣り ぎじ釣り	[略]	[略]	あゆ	友釣り ぎじ釣り	[略]	[略]
		[略]	[略]			[略]	[略]
		物部川の香美市物部町岡ノ内の日の出橋から津々呂第1トンネル西入口に設置されているつり橋上流端までの区域及び物部川支流上葦生川の同川と物部川との合流点から香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端までの区域	6月1日午前5時から 8月31日午後5時30分まで			物部川の香美市物部町岡ノ内の日の出橋から津々呂第1トンネル西入口に設置されているつり橋上流端までの区域及び物部川支流上葦生川の同川と物部川との合流点から香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端までの区域	7月1日午前5時から 8月31日午後5時30分まで
あゆ あまご	[略]	[略]	[略]	あゆ あまご	[略]	[略]	[略]

新				旧			
4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはい。				4 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる区域内及び同表のウ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはい。			
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間		ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	
あゆ あまご こい うなぎ もくずが に	[略]	[略]		あゆ あまご こい うなぎ もくずが に	[略]	[略]	
あゆ	物部川の香美市物部町押谷の佐岡橋上流端から下流の同市物部町山崎の山崎橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間					
あゆ	物部川の香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端から下流の同市物部町大柄の葦生川橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から12月31日までの間において組合が別に定める期間					
5 [略] 6 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはい。				5 [略] 6 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行ってはい。			
ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間	ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間

あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣り 及び友釣りを含 む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	物部川の香美市香北町日ノ御 子の河川児童公園前の物部川 支流日ノ御子川（河ノ内川）右 岸に設置されている漁場表示 柱から同川左岸に設置された線 いる漁場表示柱を見通した線 から、県道日ノ御子土佐山田の 日ノ御子橋下流端までの区域	6月1日か ら 8月31日ま で
あまご	〔略〕		〔略〕

第5条 〔略〕

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ、こい及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを 含む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	2,000円	8,000円

あゆ	徒手採捕 すくい網 さお漁（ぎじ釣り 及び友釣りを含 む。） えさ釣り よこ掛け 玉じゃくり	物部川の香美市香北町日ノ御 子の河川児童公園前の物部川 支流日ノ御子川（河ノ内川）右 岸に設置されている漁場表示 柱から同川左岸に設置された線 いる漁場表示柱を見通した線 から、県道日ノ御子土佐山田の 日ノ御子橋下流端までの区域	7月1日か ら 8月31日ま で
あまご	〔略〕		〔略〕

第5条 〔略〕

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、物部川漁業協同組合事務所（香美市土佐山田町山田1865番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に1,000円を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ、こい及びあまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、もくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

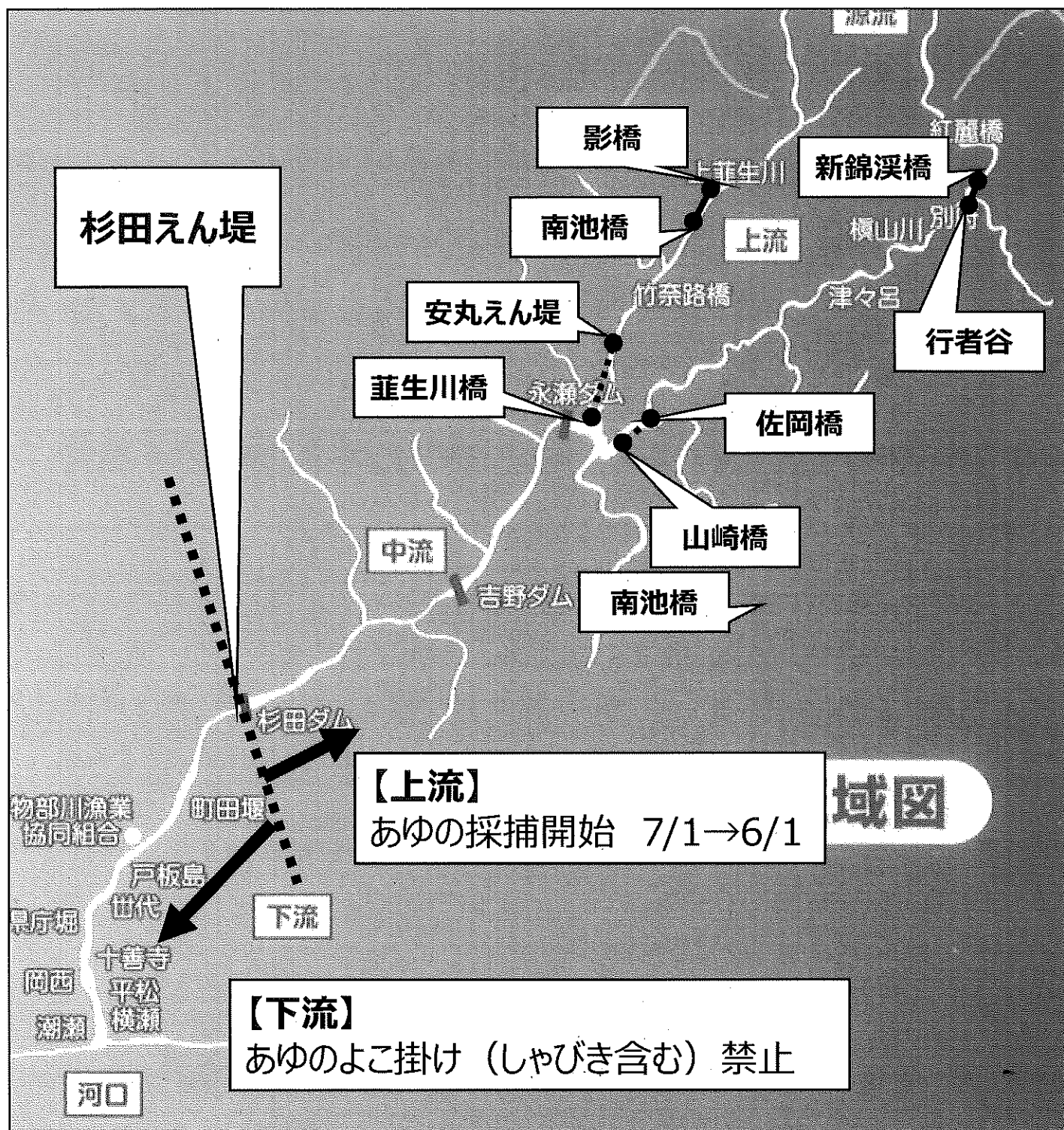
魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 すくい網 しゃびき さお漁（友釣りを 含む。） えさ釣り よこ掛け	2,000円	7,000円

新					旧				
うなぎ	[略]				うなぎ	[略]			
こい	[略]				こい	[略]			
あまご	[略]				あまご	[略]			
削除	削除		設定なし		あゆ	玉じゃくり	設定なし		
もくずがに	[略]			3,000円	もくずがに	かに籠			3,000円
2 [略]					2 [略]				
魚種 遊漁者	中学生以下の者 試験研究若しくは教育実習又は広報を目的として採捕する者で組合が特に承認したもの	1年遊漁料			魚種	1年遊漁料			
		あゆ、うなぎ、こい及びあまご				あゆ、うなぎ、こい及びあまご			
		無料				無料			
		3,000円				3,000円			
		4,000円				3,000円			
女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者		1,500円			女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者 70歳以上の者	1,500円			
75歳以上の者		500円			20歳以下の者（中学生以下の者を除く。）	500円			
3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。					3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。				

新			旧		
魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）	魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ こい	と網 なげ網	12,000円	あゆ こい	と網 なげ網	11,000円
4～5 〔略〕			4～5 〔略〕		
6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。この場合において、あまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を9月1日以降に納付する場合は、第1項の表中「8,000円」とあるのは、「3,000円」とする。			6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。この場合において、あまごを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を9月1日以降に納付する場合は、第1項の表中「7,000円」とあるのは、「3,000円」とする。		
7 〔略〕			7 〔略〕		
第7～10条 〔略〕			第7～10条 〔略〕		
附 則 （施行期日）			附 則 （施行期日）		
1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。			1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。		
2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。			2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第7条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。		
附 則 （施行期日）			附 則 （施行期日）		
1 この規則は、令和6年 月 日から施行する。ただし、第6条の改正規定は令和7年1月1日から施行する。			1 この規則は、令和6年 月 日から施行する。ただし、第6条の改正規定は令和7年1月1日から施行する。		

物部川（内共第509号）

-● あゆの採捕禁止区域の設定（産卵保護区域）
- あまごのC&R区域の拡大





高知県知事 濱田 省司 様

令和6年3月26日

香美市土佐山田町山田 1865 番地

物部川漁業協同組合

代表理事組合長 松浦 秀俊



遊漁規則変更認可申請書

令和5年9月1日付け高知県指令5高漁管第533号で認可された物部川漁業協同組合内共第509号第五種共同漁業権遊漁規則について、別添のように変更したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

関係書類

- | | |
|---------------|----|
| 1. 変更理由書 | 1通 |
| 2. 新旧条文対照表 | 1通 |
| 3. 総代会議事録（抄本） | 1通 |
| 4. 議案書 | 1通 |

第 2 1 期第 1 9 回高知県内水面漁場管理委員会

第 4 号議案

遊漁規則の一部変更について（仁淀川漁業協同組合）

6 高漁管第 97 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

仁淀川漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 4 月 25 日

高知県知事 濱田 省司

● 第五種共同漁業権遊漁規則 変更点と理由

漁業権 番号	河川	漁業 協同組合	変更点	変更の理由
内共 513号	仁淀川	仁淀川漁 業協同組 合	①あまごのC&R（キャッチアンドリリース）区域の一部廃止 C&R区域（3/1-9/30）を一部廃止	①あまごの漁具漁法の制限 ・あまごのC&R区域を管理運営していた団体が消滅し、組 合が管理することとなったが、C&Rの管理が難しくなっ たため一部廃止するもの
			②遊漁料の変更（年券） ・全魚種共通の遊漁料を8,000円から9,000円に変更 ・あまごのみ遊漁料を5,000円から6,000円に変更 ・肢体不自由者及び75歳以上の遊漁料を4,000円から 5,000円に変更 ・特別遊漁料を10,000円を11,000円に変更 ・網漁の特別遊漁料を購入した者はその他の遊漁もで きることを明記 ・①のC&R区間の廃止に伴い、その特別遊漁料を削除 ・組合が承認した者を無料とすることについて、その 承認目的を明確化 ・遊漁券の期間を6月1日～5月31日を3月1日～ 翌年2月末に変更	②遊漁料の変更（年券） ・物価上昇に伴い、増殖費用が増加しているため、遊漁 料及び特別遊漁料を見直すもの ・①の区域を利用する場合には特別遊漁料が必要であっ たが、①の廃止により、特別遊漁料も削除 ・承認の目的を明確化するため組合の運営に寄与した者 を無料とすることを明記 ・あまご漁は3月1日解禁であることから、遊漁券を3 月1日に購入した場合、5月31日で有効期限が切れる ので、それに対応するもの
			③全長制限 ・もくずがにの甲幅5センチメートル以下は採捕禁止	③全長制限 ・もくずがにの稚ガニを保全することで、資源維持を図る
			④施行日 C&R区間の削除及び遊漁料の変更については令和7年3月1 日から施行	

告 示 (案)

高知県告示第 号
漁業法 (昭和24年法律第267号) 第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和6年 月 日に次のとおり認可した。

令和6年 月 日
高知県知事 濱田 省司

3 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所 仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5
- (2) 漁業権の免許番号 内共第513号
- (3) 遊漁規則の変更の内容 第4条第2項の表中

第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域を除く第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域
--------------------------	--	--------------------------

第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域					
--------------------------	--	--	--	--	--

に改め、同条第5項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ (毛ばり釣り) ルアー釣り	仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の同川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

第4条の次に次の1条を加える。
(全長等の制限)

第4条の2 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	太さ
もくずがに	甲幅5センチメートル以下

第5条第1項の表中「8,000円」を「9,000円」に、

「5,000円」を「6,000円」

に改め、同条第2項の表

中「組合が特に承認した者」を「組合の運営に寄与した者で組合が特に承認したもの」に、

「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3項の表中「10,000円」を「11,000円」に改め、同

条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「6月1日から翌年の5月31日まで」を「3月1日

から翌年の2月末日まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の表中

仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾 川郡いの町清水上分の程野2号線橋 から同町清水上分の四国電力分水第 1発電所橋までの区域	2,000円（あゆ、うな ぎ及びこいを対象とす る遊漁に係る1年遊漁 料を納付した場合にあ っては、無料）	5,000円（あゆ、うな ぎ及びこいを対象とす る遊漁に係る1年遊漁 料を納付した場合にあ っては、無料）
--	---	---

を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に
規定する漁具漁法による遊漁（第4条第5項の表のA欄に掲げる魚種に係る同表のイ欄に掲
げる漁具漁法による遊漁を除く。）を行うことができる。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定
は、令和 年 月 日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
令和6年 月 日

仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和5年9月1日 認可

(目的)

第1条 この規則は、仁淀川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びむくぐずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁（しゃくり漁及び玉掛けを含む。）、すくい網、しゃびき、はし、ひご釣り、石ぐろ、はえ縄、うなぎうえ又はかに籠（えさ籠に限る。）によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。ただし、第4条第5項の規定に基づき遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第4項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

2 遊漁者は、水中眼鏡（がんめんを含む。）を使用して遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の表のア欄に掲げる魚種を対象とする同表のイ欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表のウ欄に掲げる規模等でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 規模等
あゆ	友釣り	ルアー又はリールを使用しないこと（第3項の規定により友釣りのみ又は友釣り及び徒手採捕のみの漁具漁法による遊漁に制限されている場合に限る。）。 しゃくり漁

	は口でくわえる箱ピンを使用しないこと。
玉掛け	使用するハリの総数は、4本以下とし、直径6センチメートル以下のイカリバリとすること。
なげ網	高さ0.85メートル以下、浮子側長30メートル以下のもので1統のみとすること、目波から目の出までの間は使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。
大正網	高さ0.8メートル以下、浮子側長15メートル以下のもので1統のみとすること、目波から目の出までの間は使用しないこと及びその他の漁具を併用しないこと。
と網	その他の漁具を併用しないこと。
もくぐずがに	かに籠（えさ籠に限る。） 高さ0.3メートル以下、幅0.6メートル以下、長さ1メートル以下のもの5個以内とし、かに籠（えさ籠に限る。）ごとに組合が発行する漁具標識を付けること。

2 次の表の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。ただし、組合は、あゆを対象として、10月1日から同年15日までの間において当該期間を延長し、又は12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで（仁淀川本流の高岡郡越知町野老山の発電用えん堤から上流の区域並びに仁淀川支流坂折川、仁淀川支流柳瀬川、仁淀川支流上八川川及び仁淀川支流勝賀瀬川の区域）については、12月1日午前6時30分から同年12月31日午後5時まで）の間において当該期間を追加することができるものとし、延長し、又は追加した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁（えさ釣りを除く。） すくい網（たも網を含む。） しゃびき	仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋の発電用えん堤から下流の区域	6月1日午前5時から9月30日午後5時30分まで
		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
と網 なげ網		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から下流及び同町長屋	6月15日午前5時から9月30日午後

うなぎ	大正網	の発電用えん堤から下流の区域	5時30分まで
		仁淀川本支流の吾川郡仁淀川町峠ノ越の発電用えん堤から上流及び同町長屋の発電用えん堤から上流の区域	6月15日午前5時から12月31日午後5時まで
こい	さお漁 すくい網（たも網を含む。） は具 ひご釣り 石ぐろ はえ縄 うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで
			1月1日から12月31日まで
あまご	さお漁 すくい網（たも網を含む。） と網 なげ網 大正網		3月1日午前5時から9月30日午後5時まで
			8月1日から11月30日まで
もくずがに	徒手採捕 ひご釣りに かえさ籠に 限る。）		

3 前項の規定にかかわらず、次の表のイ欄に掲げる魚種については、同表のウ欄に掲げる期間内においては、遊漁を行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
------	--------	------	------

あゆ	全ての漁具漁法	仁淀川本流の同川右岸の八田ぎ上流端の下流150メートルに設置されている標識と同川左岸の八田ぎ上流端の下流170メートルに設置されている標識とを直線で結んだ線から同川と仁淀川支流波介川との合流点までの区域。ただし、組合は、当該区域を縮小することができるとし、縮小した区域については、組合が別に公表するものとする。	12月1日から同月31日まで
あゆ こい あまご	友釣りを除く全ての漁法	用居川の岩丸橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端まで及び安居川の富岡橋下流端から支流土居川の池川大橋上流端までの区域	6月1日午前5時から9月30日午後5時まで
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第1号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第2号漁場標識まで、同川と津川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町峠ノ山地先に設置されている第2号漁場標識まで、仁淀川本流と池川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第2号漁場標識まで、同町蔵谷地先に設置されている第1号漁場標識から同町加伎の加伎発電所放水口の第2号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第1号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌井田第2号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第1号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警報所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第2号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のJR鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第1号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第2号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第1号漁場標識から同町の約東田の渡しの第2号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の富岡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加勢ぎ下流端の第2号漁場標識までの区域	1月1日から12月31日まで
あゆ こい あまご	友釣り及び徒手採捕を除く全ての漁法	仁淀川本流の吾川郡いの町柳瀬本村の柳瀬橋の上流200メートルの右岸及び左岸に設置されている第1号漁場標識から下流1キロメートルの高岡郡日	6月1日午前5時から9月15日午後

もくずがに	高村滝ノ宮の右岸及び左岸に設置されている第2号漁場標識まで並びに同郡越知町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第1号漁場標識から下流1.5キロメートルの同町黒瀬の右岸及び左岸に設置されている第2号漁場標識までの区域	5時まで
-------	--	------

4 前項の規定にかかわらず、次の表のイ欄に掲げる魚種については、同表のウ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、当該期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	と網 なげ網 大正網	仁淀川本流の吾川郡仁淀川町大渡の発電所放水口の第1号漁場標識から同町の上仁淀橋下流端の第2号漁場標識までの区域	12月1日午前6時30分から同月31日午後5時までの間において組合が別に定める期間
		仁淀川本流の同川と中津川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町崎ノ山地先に設置されている第2号漁場標識まで、仁淀川本流と池川川右岸との合流点の第1号漁場標識から同町大崎地先に設置されている第2号漁場標識まで、同町蔵谷地先に設置されている第1号漁場標識から同町加枝の加枝発電所放水口の第2号漁場標識まで、高岡郡越知町鎌井田本村の沈下橋の上流に設置されている鎌井田第1号漁場標識から同沈下橋の下流に設置されている鎌川田第2号漁場標識まで、吾川郡いの町勝賀瀬の勝賀瀬バス停階段上部降り口から対岸に設置されている勝賀瀬第1号漁場標識を見通す線から同町勝賀瀬の勝賀瀬警察所鉄塔から対岸に設置されている勝賀瀬第2号漁場標識を見通す線まで、同町の仁淀川橋上流端から同町のJR鉄橋下流端まで及び仁淀川本流と坂折川左岸との合流点の第1号漁場標識から仁淀川本流と柳瀬川左岸との合流点の第2号漁場標識までの区域、仁淀川支流上八川川の同町の唐越谷口の第1号漁場標識から同町の約東田の渡しの第2号漁場標識までの区域並びに仁淀川支流柳瀬川の高岡郡佐川町の春日川第1鉄橋下流端の第1号漁場標識から同町の湯山加勢せき下流端の第2号漁場標識までの区域	12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時までの間において組合が別に定める期間

5 第2項の規定にかかわらず、次の表のイ欄に掲げる魚種については、同表のウ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛バリ釣り） ルアー釣り	仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高橋川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後8時まで

（全長等の制限）

第5条 次の表のイ欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表のウ欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あまごがに	甲幅 5 センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付の方法等）

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網（たも網を含む。） しゃびき	2,000円（流城市町村又は流域観光協会が行うイベント等に参加する者で、主催者又は個人からの申請に基づき組合が特に承認したものにあっては、1,000円）	9,000円
うなぎ	さお漁 すくい網（たも網を含む。）		

	は具 ひご釣り 石ぐろ はえ網 うなぎうえ	
こい	さお漁 すくい網 (たも網を含 む。)	
あまご	さお漁 すくい網 (たも網を含 む。)	5,000円
もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠 (えさ籠に限 る。)	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額（当該額が無料であるものを除く。）に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

遊漁者	1年遊漁料
高校生以下の者 組合の運営に寄与した者で組合が特に 承認したもの	無料
肢体不自由者（障害者手帳等による確認 ができる者に限る。） 75歳以上の者（運転免許証等による確認 ができる者に限る。）	5,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1年）
あゆ と網		11,000円

こい あまご	なげ網 大正網
-----------	------------

4 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁（第4条第5項の表のA欄に掲げる魚種に係る同表のイ欄に掲げる漁具漁法による遊漁を除く。）を行うことができる。

5 第4条第5項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川 郡いの町の岡川と高嶺川との合流点か ら仁淀川支流上八川川支流小川川と仁 淀川支流上八川川との合流点までの区 域及び仁淀川支流上八川川の岡川と仁 淀川支流上八川川支流小川川との合流 点から下八川第4発電所放水口までの 区域	1,000円	3,000円

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

7 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほか、かに籠（えさ籠に限る。）1個につき300円の漁具標識代を別に納付しなければならない。

（遊漁承認証の交付等）

第2条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受け、たとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則を施行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する標識を着けるものとす。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は、令和 年 月 日から施行する。

仁淀川漁業協同組合 内共第 513 号 第五種共同漁業権 遊漁規則 新旧対照表

新					旧				
第 1 ～ 3 条 [略]					第 1 ～ 3 条 [略]				
第 4 条 [略]					第 4 条 [略]				
2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行つてはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日までの間において当該期間を延長し、又は12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで（仁淀川本流の高岡郡越知町野瀬川、仁淀川支流上八川及び仁淀川支流勝賀瀬川の区域にあっては、12月1日午前6時30分から同月31日午後5時まで）の間において当該期間を追加することができるとし、延長し、又は追加した期間については、組合が別に公表するものとする。					2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行つてはならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月1日から同月15日までの間において当該期間を延長し、又は12月1日午前6時30分から翌年の1月31日午後5時まで（仁淀川本流の高岡郡越知町野瀬川、仁淀川支流上八川及び仁淀川支流勝賀瀬川の区域にあっては、12月1日午前6時30分から同月31日午後5時まで）の間において当該期間を追加することができるとし、延長し、又は追加した期間については、組合が別に公表するものとする。				
ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間		ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間	
あゆ	[略]	[略]	[略]		あゆ	[略]	[略]	[略]	
うなぎ	[略]	[略]	[略]		うなぎ	[略]	[略]	[略]	
こい	[略]	[略]	[略]		こい	[略]	[略]	[略]	
あまご	さお漁 すくい網(た も網を 含む。) と網 なげ網 大正網	第五種共同漁業権内共第513号に係る 漁場の全区域	3月1日午 前5時から 9月30日午 後5時まで		あまご	さお漁 すくい網(た も網を 含む。) と網 なげ網 大正網	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川 郡いの町清水上分の程野2号線橋から 同町清水上分の四国電力分水第1発電 所橋までの区域を除く第五種共同漁業 権内共第513号に係る漁場の区域	3月1日午 前5時から 9月30日午 後5時まで	
もくず がに	[略]	[略]	[略]		もくず がに	[略]	[略]	[略]	
3 ～ 4 [略]					3 ～ 4 [略]				

5 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ(毛ばり釣り) ルアー釣り	削除	削除
		仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅 5 センチメートル以下

第6条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所(吾川郡いの町4055番地5)又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ(毛ばり釣り) ルアー釣り	仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町の清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	3月1日午前5時から9月30日午後5時まで
		仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所(吾川郡いの町4055番地5)又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。ただし、あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、あまご又はもくずがにを対象とする遊漁に係る遊漁料を免除するものとする。

新					旧				
魚種	漁具法	1日遊漁料	1年遊漁料		魚種	漁具法	1日遊漁料	1年遊漁料	
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網(た も網を 含む。) しゃびき				あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網(た も網を 含む。) しゃびき			
うなぎ	さお漁 すくい網(た も網を 含む。) は具 ひご釣り 石ごろ はえ縄 うなぎうえ	2,000円(流域市町村 又は流域観光協会が 行うイベント等に参 加する者で、主催者 又は個人からの申請 に基づき組合が特に 承認したものにあっては、1,000円)	9,000円		うなぎ	さお漁 すくい網(た も網を 含む。) は具 ひご釣り 石ごろ はえ縄 うなぎうえ	2,000円(流域市町村 又は流域観光協会が 行うイベント等に参 加する者で、主催者 又は個人からの申請 に基づき組合が特に 承認したものにあっては、1,000円)	8,000円	
こい	さお漁 すくい網(た も網を 含む。)				こい	さお漁 すくい網(た も網を 含む。)			
あまご	さお漁 すくい網(た も網を 含む。)		6,000円		あまご	さお漁 すくい網(た も網を 含む。)		5,000円	
もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠(えさ 籠に限る。)	設定なし	5,000円		もくずがに	徒手採捕 ひご釣り かに籠(えさ 籠に限る。)	設定なし	5,000円	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額(当該額が無料であるものを除く。)に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額(当該額が無料であるものを除く。)に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

新

旧

遊漁者	1 年遊漁料
高校生以下の者 組合の運営に寄与した者で組合が特に承認したもの	無料
肢体不自由者（障害者手帳等による確認ができる者に限る。） 75歳以上の者（運転免許証等による確認ができる者に限る。）	5,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町 4055 番地 5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000 円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1 年）
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	11,000円

4 第1項の規定にかかわらず、前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁（第4条第5項の表のイ欄に掲げる魚種に係る同表のイ欄に掲げる漁具漁法による遊漁を除く。）を行うことができる。

5 第4条第5項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町4055番地 5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

遊漁者	1 年遊漁料
高校生以下の者 組合が特に承認した者	無料
肢体不自由者（障害者手帳等による確認ができる者に限る。） 75歳以上の者（運転免許証等による確認ができる者に限る。）	4,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町 4055 番地 5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000 円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1 年）
あゆ こい あまご	と網 なげ網 大正網	10,000円

4 第4条第5項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、仁淀川漁業協同組合事務所（吾川郡いの町 4055 番地 5）又は組合が指定する場所において納付するときの特別遊漁料の額は、次の表に定めるとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの特別遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000 円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
削除	削除	削除
仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	1,000 円	3,000 円

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

7 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほかに、かに籠（えさ籠に限る。）1個につき300円の漁具標識代を別に納付しなければならない。

第7条～10条 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

区域	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1期間）
仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域	2,000 円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合にあっては、無料）	5,000 円（あゆ、うなぎ及びこいを対象とする遊漁に係る1年遊漁料を納付した場合は、無料）
仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	1,000 円	3,000 円

5 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、6月1日から翌年の5月31日までとする。

6 遊漁者は、第1項又は第2項に規定する遊漁料のほかに、かに籠（えさ籠に限る。）1個につき300円の漁具標識代を別に納付しなければならない。

第6条～9条 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

新

旧

す。

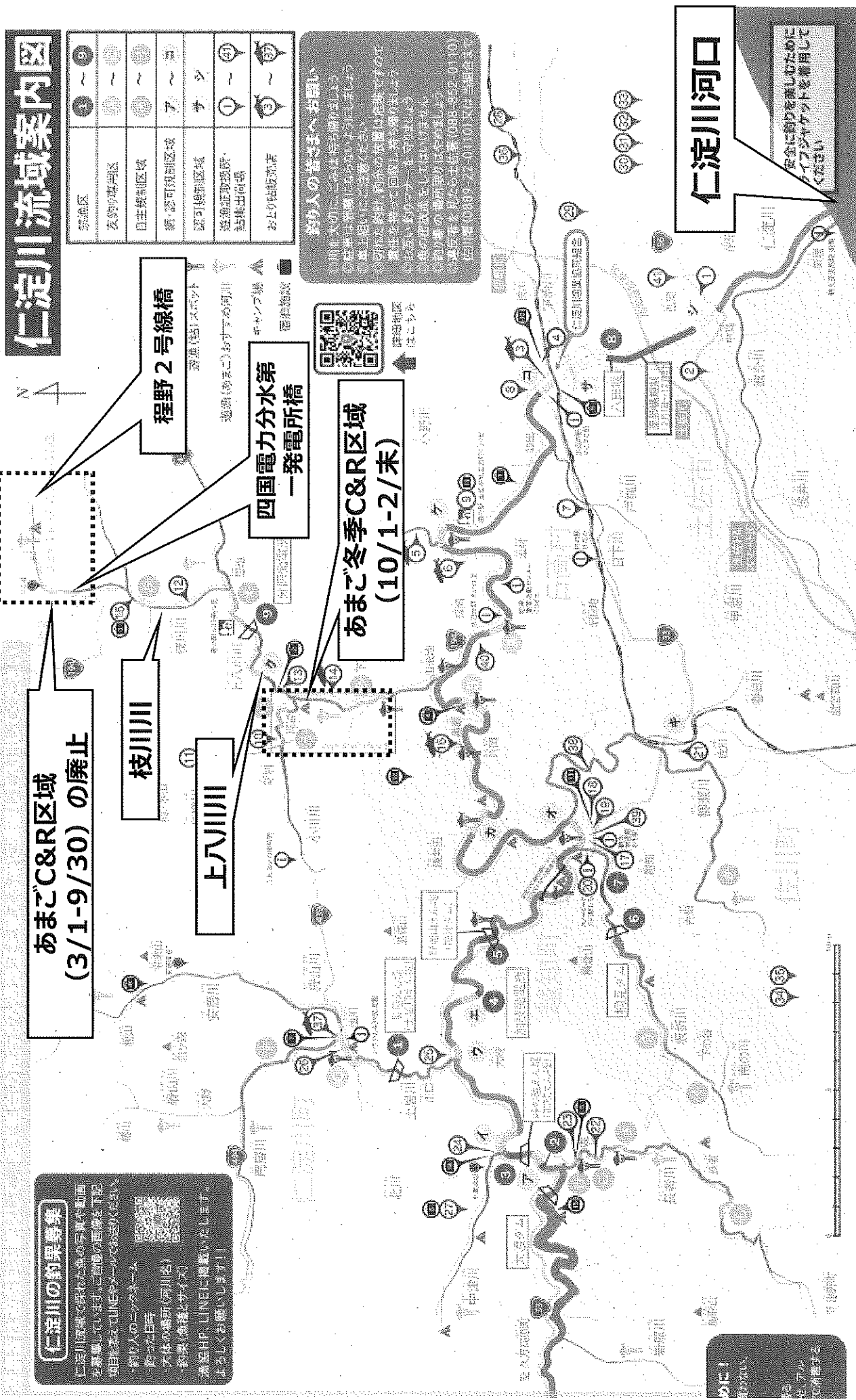
附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年3月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は、令和 年 月 日から施行する。

の有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

仁淀川 (内共第513号)



仁淀川流域案内図

緊急区	① ~ ⑨
支川の流域区	⑩ ~ ⑪
自主規制区域	⑫ ~ ⑬
網・認可規制区域	⑭ ~ ⑮
認可規制区域	⑯ ~ ⑰
遊漁証取扱区・遊漁出向場	⑱ ~ ⑲
おとり鮎放流場	⑳ ~ ㉑

程野2号線橋
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット

四国電力分水第一発電所橋
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット

あまご冬季C&R区域 (10/1-2/末)
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット

あまごC&R区域 (3/1-9/30) の廃止
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット

枝川
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット

上八川
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット
遊漁(鮎)スポット



釣り人の皆さまへお願い
① 川は大切に、こまめに清掃をお願いします。
② 駐車は所定の場所にお願いします。
③ 川上には、ゴミを捨てないでください。
④ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑤ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑥ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑦ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑧ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑨ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑩ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑪ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑫ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑬ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑭ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑮ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑯ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑰ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑱ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑲ 釣った魚は、お持ち帰りください。
⑳ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉑ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉒ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉓ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉔ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉕ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉖ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉗ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉘ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉙ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉚ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉛ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉜ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉝ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉞ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㉟ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊱ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊲ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊳ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊴ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊵ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊶ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊷ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊸ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊹ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊺ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊻ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊼ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊽ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊾ 釣った魚は、お持ち帰りください。
㊿ 釣った魚は、お持ち帰りください。

仁淀川河口

安全に釣りを楽しむために、
ライフジャケットを着用して
ください。

仁淀川の釣果発表
仁淀川流域で採れた鮎の写真を動画
を撮影しています。仁淀川の鮎と、下記
項目を添えて山にメールで送付ください。
・釣り人のニックネーム
・釣った日時
・大体の場所(河川名)
・釣果(魚種とサイズ)
※送付HP、LINEに掲載いたします。
よろしくお願ひします!!

仁淀川
釣果発表
メールで送付



令6 仁淀川漁協第17号

令和6年3月25日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県吾川郡いの町4055番地

仁淀川漁業協同組

代表理事組合長 吉村 正男



遊漁規則変更認可申請書

別紙のとおり、仁淀川漁業協同組合内共第513号第五種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可を申請いたします。

記

添付書類

- 1 申請理由書
- 2 新旧対照表
- 3 遊漁規則（現行・改正）
- 4 総代会議事録
- 5 議案書

第 21 期第 19 回高知県内水面漁場管理委員会

第 5 号議案

遊漁規則の一部変更について（四万十川上流淡水漁業協同組合）

6 高漁管 98 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

四万十川上流淡水漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 4 月 25 日

高知県知事 濱田 省司

●第五種共同漁業権遊漁規則 変更点と理由

漁業権 番号	河川	漁業 協同組合	変更点	変更の理由
内共 515号	四万十川 (上流)	四万十川 上流淡水 漁業協同 組合	①高齢者の遊漁料の変更 ・80歳以上は無料、70～79歳は4,000円であったものを75歳以上は4,000円に変更	①高齢者の遊漁料の変更 ・組合員は80歳以上でも行使料及び賦課金を支払う必要があるのに対し、遊漁者は無料であるため、80歳以上の無料扱いを廃止し、組合員と遊漁者の負担のバランスをとる ・高齢者の平均的な体力等が向上していることから、高齢者区分を75歳以上に引きあげる

告 示 (案)

高知県告示第 号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和6年 月 日に次のとおり認可した。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

4 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡四万十町榑山町7番14号
- (2) 漁業権の免許番号
内共第515号
- (3) 遊漁規則の変更の内容

第5条第2項の表中「80歳以上の者」を削り、「70歳から79歳まで」を「75歳以上」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和6年 月 日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年 月 日

四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和5年9月1日 認可

(目的)

第1条 この規則は、四万十川上流淡水漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ及びあまごに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、さお漁、すくい網、しゃくり漁、金突、うなぎもじ、うばしはさみ又ははえ縄によつて遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ	と網 なげ網 大正網
あまご	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行うてはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等で行なわなければならない。

漁具漁法	規模等
すくい網	網口の周囲2メートル以下のものとする。

大正網（たつき網を含む。）	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下とし、補助員1名以内とする。と及び日役からの出までの間は使用しないこと。
と網	網口の周囲25メートル以下のものとする。
なげ網	網の長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。と及び日役からの出までの間は使用しないこと。
すくい網と網 なげ網 大正網	水中眼鏡、金突又は水中鉄砲（発射装置を有するものいう。）を併用しないこと。
うなぎもじ	15個以内とする。

2 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる漁具漁法により、同表の右欄に掲げる区域内及び同表の左欄に掲げる期間内で行なわなければならない。ただし、組合は、あゆを対象とする遊漁について、10月16日から11月30日までの間において当該期間を延長することができるものとし、延長した期間については、組合が別に公表するものとする。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 さお漁 しゃくり漁	第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の全区域	5月15日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで。ただし、水中眼鏡を使用するしゃくり漁によるものに限り、8月1日から10月15日までとする。
	すくい網 と網 なげ網 大正網		7月1日から10月15日まで及び12月1日から同月31日まで
	金突（つんじやくりを含む。）		8月1日から10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ		4月1日から9月30日まで

あまご	はえ縄	
	金突	8月1日から9月30日まで
	徒手採捕 さお漁	3月1日から9月30日まで
	と網 なげ網	7月1日から9月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所（高岡郡四万十町神山町7番14号）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網 しゃくり漁 金突（つんじやくりを 含む。）	2,000円	8,000円
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄 金突		
あまご	徒手採捕 さお漁		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

遊漁者	1年遊漁料
中学生以下の者	無料

肢体不自由者	3,000円
75歳以上の者	4,000円

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ	と網 なげ網 大正網	4,000円	11,000円
あまご	と網 なげ網		

4 前2項に規定する遊漁料又は特別遊漁料は、四万十川上流淡水漁業協同組合事務所（高岡郡四万十町神山町7番14号）又は組合が指定する場所において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項から第3項までに規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、3月1日から翌年の2月末日までとする。

(遊漁承認証の交付等)

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯するものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の私展しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年 月 日から施行する。

四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第 515 号 遊漁規則一部変更条文新旧対照表

新	旧																
第 1 ～ 4 条 [略] 第 5 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおとする。 <table> <tr> <th>遊漁者</th><th>1 年遊漁料</th></tr> <tr> <td>中学生以下の者 削除</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>肢体不自由者</td><td>3, 000 円</td></tr> <tr> <td>75 歳以上の者</td><td>4, 000 円</td></tr> </table> 3 ～ 6 [略] 第 6 ～ 9 条 [略] 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第 6 条第 1 項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 6 年 月 日から施行する。	遊漁者	1 年遊漁料	中学生以下の者 削除	無料	肢体不自由者	3, 000 円	75 歳以上の者	4, 000 円	第 1 ～ 4 条 [略] 第 5 条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおとする。 <table> <tr> <th>遊漁者</th><th>1 年遊漁料</th></tr> <tr> <td>中学生以下の者 80 歳以上の者</td><td>無料</td></tr> <tr> <td>肢体不自由者</td><td>3, 000 円</td></tr> <tr> <td>70 歳から 79 歳までの者</td><td>4, 000 円</td></tr> </table> 3 ～ 6 [略] 第 6 ～ 9 条 [略] 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第 6 条第 1 項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。	遊漁者	1 年遊漁料	中学生以下の者 80 歳以上の者	無料	肢体不自由者	3, 000 円	70 歳から 79 歳までの者	4, 000 円
遊漁者	1 年遊漁料																
中学生以下の者 削除	無料																
肢体不自由者	3, 000 円																
75 歳以上の者	4, 000 円																
遊漁者	1 年遊漁料																
中学生以下の者 80 歳以上の者	無料																
肢体不自由者	3, 000 円																
70 歳から 79 歳までの者	4, 000 円																



6四上漁発第18号

令和6年4月1日

高知県知事

濱 田 省 司 様

四万十川上流淡水漁業協同組
代表理事組合長 山 脇 陳



遊漁規則一部変更認可申請書

内共第515号に係る第5種共同漁業権遊漁規則一部変更について、令和6年3月3日開催の総会において、別紙の通り遊漁規則の一部変更が議決されましたので、下記の通り関係書類を添えて変更の認可を申請します。

記

・関係書類

- | | | |
|-----|---------------|----|
| (1) | 遊漁規則新旧対照表 | 1部 |
| (2) | 遊漁規則一部変更概要と理由 | 1部 |
| (3) | 総会議事録の謄本 | 1部 |
| (4) | 遊漁規則 | 1部 |

以 上